



天津

商品陳列館

(電話一四〇番)



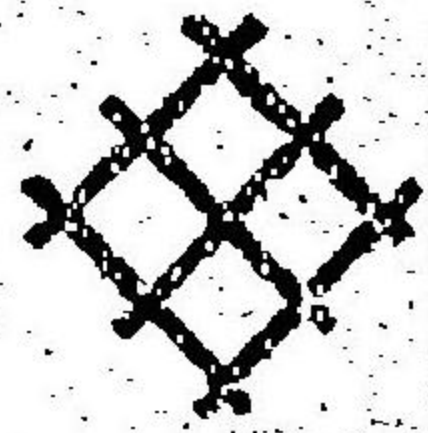
大倉洋行  
Okura & Co.

Japanese Concession,  
Tientsin.

地留居管專本日 津天國清

社會名合

店支津天組倉大



美術工藝品陳列

天津大觀樓

大田 萬吉

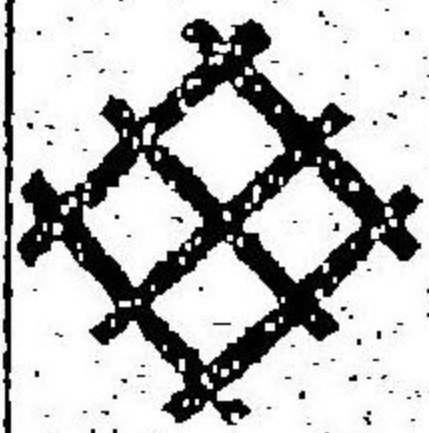
大田 小吉

天津日租界旭街

電話六三



天津日租界旭街



時計及陶磁器卸賣

大田洋行分莊

天津の部六

Japanese Bazar.

Asahi-gai, Japanese Concession, Tientsin.

(MAIN STREET)

WHOLE SALE & RETAIL DEALER IN

Japanese Fine Art goods.

最新式寫真  
額 椽 販 賣

山本寫真館

創業明治三十三年

電話(舊四六五)

紫竹林

大沼路道

諸物品大勉強販賣廣告

諸雜貨 埃及葺 口附福

祿煙草 シガー 繪葉書

洋酒 罐詰 日本有名賣

藥類

繪葉書及額類ハ樓上ニ陳列致置キ

候間隨意御觀覽被下度候

天津 旭街

中裕洋行

中戸川忠三

(舊電話四一七)

天津の部七

●西洋料理

一品 十五仙  
一人前 五十仙

一 七十五仙  
弗

●洋酒各種

●西洋菓子

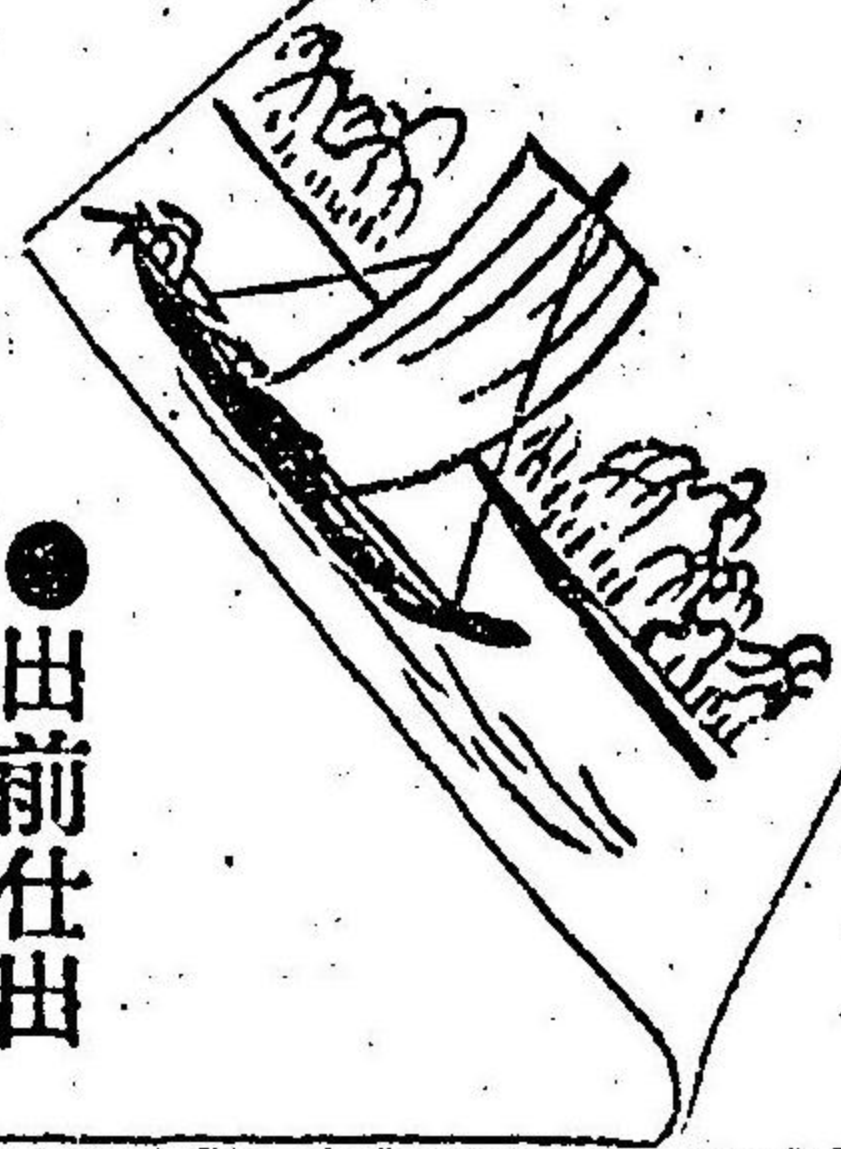
●すき焼

弊店獨得の焼方幾人様にてても器具一切相揃へ何方様へも出張仕候

天津曙街

X 俱樂部

(電話四七六)



●出前仕出  
御手輕に御  
引受申し候

天津の部入

第十二章 天津案内

第一節 概況

天津は南北兩運河及永定河の三河會流する所白河左岸にありて北京を距ること八十七哩塘沽より約二十七哩四顧茫茫として山陵の眼界を遮るものなく、只白河の濁浪滔々として屈曲迂折するを見るのみ芝罘を距る海上約二百三十一哩上海を距る七百五十四哩牛莊を距る二百七十四哩長崎を距る七百九十四哩とす。天津は往昔周の世に於て幽州と稱し戰國時代に燕と呼び降りて明朝に至り天津衛を置き清の初代天津州となる後改めて府となせり、而して千八百五十八年六月二十四日英人ロードエルデン氏清國と締結せる所謂天津條約により始めて開港地となれり。

天津城は内外二壁を以て圍繞せられ、内壁高さ五間全長三哩外壁は堅牢なる堡砦にして全長十二哩十一門を有せしも團匪の亂に際し、兩壁共に大破壊を受け其後條約の結果其の外壁は取り拂はれて新道路となり、内城も亦坦々たる電車道とな

●西洋料理

一品 十五仙  
一人前 五十仙

七十五仙  
弗

●洋酒各種

●西洋菓子

●すき焼

弊店獨得の燒方幾人様にてても器具一

切相揃へ何方様へも出張仕候

天津 慶街

X 俱樂部

電話四七六



●出前仕出  
御手輕に御  
引受申し候

天津の部八

第十二章 天津案内

第一節 概況

天津は南北兩運河及永定河の三河會流する所白河左岸にありて北京を距ること八十七哩塘沽より約二十七哩四顧茫茫として山陵の眼界を遮るものなく、只白河の濁浪滔々として屈曲迂折するを見るのみ芝罘を距る海上約二百三十一哩上海を距る七百五十四哩牛莊を距る二百七十四哩長崎を距る七百九十四哩とす。

天津は往昔周の世に於て幽州と稱し戰國時代に燕と呼び降りて明朝に至り天津衛を置き清の初代天津州となる後改めて府となせり而して千八百五十八年六月二十四日英人ロードエルデン氏清國と締結せる所謂天津條約により始めて開港地となれり。

天津城は内外二壁を以て圍繞せられ内壁高さ五間全長三哩外壁は堅牢なる堡砦にして全長十二哩十一門を有せしも團匪の亂に際し兩壁共に大破壊を受け其後條約の結果其の外壁は取り拂はれて新道路となり内城も亦坦々たる電車道とな

第十二章 天津案内

れり。

天津の市街は支那町外國租界との二部に分たる。近年當地の發達は特に著しく英佛の租界は既に完成し、日本租界も銳意其の經營に熱注し、大に整頓し其の他獨露埃伊白等競ふて市街の建築擴張に腐心しつゝあり、今や足一度英佛租界に至れば歐米の小都會にあるの懷あらしむ、一方支那町の經營も亦着々歩武を進め、水道を布設し電車を通し新停車場に至る大馬路及之より分岐せる街路には宏壯なる官衛公館頻りに構築せられ、曾て夢想だにもせざりし新市街を現出するに至れり、這は蓋し直隸總督府が此の附近に大に熱鬧繁華なる模範的市街を建設し、一方紫竹林市街即ち英佛租界の繁盛の幾分を移さんとするの計畫ならんか。

### 第二節 天津停車場

天津の停車場は二個あり、一は天津居留地又は老龍頭停車場と稱し、一を天津城市停車場と謂ふ、天津に下車する外國人は前車に下るを好しとす、這の停車場は露國租界内にあり、團匪の變我停車場守備軍の一隊が敵の大軍を阻止して勇名を揚げし處なり、後者は支那町に屬し茫々たる原野の中に在り、前述新市街を距る數丁の

地點に在り。

### 第三節 天津鈔關

天津鈔關は天津居留地停車場の側にあり、蓋し當地は北清に於ける陸上第一の關門にして、天津を通過する總ての貨物は其輸入たると輸出たるとを問はず、鈔關の手に依りて嚴重なる検査の下に特別の證明あるもの、外規定の税金を課せらるゝもの、とす、鈔關の税金は一定の税率なるもの、外普通商品に對しては原價の二分五厘とす、(天津鈔關手帳及稅申書照手帳) 通運公司是鈔關の前面にあり、通關其他の手續に對しては可及的の便宜を計るべし。

### 第四節 紫竹林碼頭

旅客若し大阪商船會社の大阪天津線の汽船若くは其他淺吃水の天津通航船に搭乘したらんには、白河を廻航すること五十海里、七十有餘の屈曲を迂航し、七時間を費して紫竹林碼頭は横付すべし、此所は水上より入り來る天津の關門にして、旅客所持の手廻は鈔關に等しく、出張稅關吏の検査を受くるを要し、輸出入商品は規定

の手續を経るものとす(輸出入手續参照)

第十二章 天津案内

### 第五節 天津日本專管居留地の沿革

附東京建物株式会社の經營

一 清國天津に於ける日本專管居留地の設定は今を去る十年前即ち明治二十九年十月現外務大臣子爵林董氏が駐清公使たりしとき清國官憲と締結せられたる日清議定書に依りて始めて萌芽を發したるものと云ふ可し、同議定書第三條第二項に「清國政府は日本政府より請求の上は早速上海、天津、厦門、漢口等に日本占有の居留地を設けることを允すべし」云々此約定に基き、明治三十一年十二月時の天津駐在一等領事鄭永昌と天津道臺との間に天津日本居留地取極書を交換し兩國政府之を認可し直に實施せらるゝこととなりたり、之を第一次の取極めとす、其地區は白河岸(福島街より秋山街に至る山口街一帯)より西福島街に沿ふて海光寺に至る東秋山街に沿ふて土壁に至る、其内部一圓にして其坪數約三十萬坪なりと云ふ。

一 明治三十六年四月に於て日清兩國の官憲の取極に依り、第一次取極地區以外の

地域を擴張居留地となす、其坪數約拾萬坪あり、故に現時の日本專管居留地は第一次第二次の取極書に依りて成立せられたるものなり、現定居留地より西方に向ひ即ち旭街の北端より城址に沿ふて舊天津城南門に至り、又南門より海光寺の居留地界に至る一帯の土地約四十萬坪は、豫備居留地にして將來日本居留地擴張の必要を生じたるときは、日本政府は清國政府と協商の上擴充し得る特權(條約上)を有するものなり、故に日本居留地の地域は現定地區約四十萬坪、豫備約四十萬坪都合約八十萬坪を有するものと知るべし。

一 明治三十三年二月の帝國議會に於て、在外國帝國專管居留地特別會計法案の通過せらるゝや、同年三月日本政府は日本專管居留地事務所官制を公布し、在外國帝國專管居留地特別會計法は、明治三十三年度より清國天津日本專管居留地に之を適用することとなり、是れ居留地經營の端緒にして、第一次取極地區内白河岸に沿ふて約五萬坪を第一期の經營地區となし、之を九區に別てり、經營事務所長は鄭領事の兼任にして、技師は工學士長崎武美氏、其他技手數人を以て事業に着手せられたり、間もなく領事の交代に依り事務所長は現總領事伊集院彦吉

氏兼任することとなり、着々工事も進行し四ヶ年度に涉りて第二期の經營地約二萬坪(第十區より十二區に至る)と合せて七萬坪餘の埋立工事及護岸、道路、雨水溝の築造を完了し、現形の地區を整成するに至れり。

一 第一期經營の第一區より第九區に至る五萬坪の内、領事館郵便局の敷地及外國人所有地を除きたる土地は、東京建物株式會社に之を拂下げ、同社をして、土地の交付を受けたる日より滿三ヶ年内に、居留地の體面品位を維持するに足る可き建物を建築すべしとの命令條件の下に、家屋を建築せしむるに至れり。是れ爾後、の箇の如く、家屋は林立し、繁盛なる新市街を形成したる所以なり。

一 東京建物株式會社は第一期の經營地にして、土工の完了したる部分より漸次土地の引渡を受け、家屋を建築せざる可らざるに依り、天津に支店を設くることとなり、支配人小松林藏氏を支店長となし、工學士眞水美夫氏を技術顧問となしたり。小松氏は明治卅六年三月に來津し、四月一日より支店を開き、家屋の建築に着手せり。同社は命令期限内に全部竣工の豫定なりしが、日露戰爭の爲め、渤海灣の閉鎖となり、建築材料供給の不便を來たし、經營完了期は延引したりと言ふも、四

十一年六月末迄には全部竣工の豫定なりと云ふ。

一 同社の天津に於ける事業は前述の如く、外務大臣命令の主旨に基きたる家屋を建築し、之を内外人に對し、賃貸するに在るも、尙ほ居留民の希望に依りては、月賦償却を以て本人の望に應じたる家屋を建築して、特種の便宜を供し居れり。此便法に依りて、自己の家屋を建築したるものは十一戸ありと云ふ。

一 同社の建築したる家屋は、本年中に竣工すべき分を合せて、參百六十戸にして、全部竣工せば、五百戸以上なるべし。日本人にして同社より土地の讓渡を受けて自ら家屋を建築したるは、三井物産會社、内外綿會社、日本郵船會社、大倉組、大阪商船會社、及武内才吉、伊野佐一郎の兩氏等にして、清國人にして土地を借受、家屋を建築したるもの二三ありと云ふ。

一 日本居留地内に在りては、同社の家屋建築に依りて、日に月に居留地の面目を改むるのみならず、大に擴張し、居留地方面は、利律公司の貸家建築を始め、清國人の家屋を建築するもの少からずして、數年前狐狸の窟窟たる池沼若くは、墓地在今は、英佛居留地に亞ぐの繁盛なる市街を形成し、白聖高樓相櫛比し、日夜車馬絡驛

たるは何人も其急變に驚かざるなし、鄭伊集院兩領事始め當局諸氏の盡力大に謝す可きも、亦東京建物會社の功勞大に多とするに足るべし、茲に大に注意すべきは日本人の膨脹すべき餘地の存することは是れなり、擴張居留地に於ける從來の支那家屋及新に建築したる家屋の敷地と東京建物株式會社建築の敷地とを合するも十萬坪内外に過ぎず、尙三十萬坪を殘存せるのみならず四十萬坪の豫備居留地あるにあらずや、有爲なる我同胞は宜く家族を伴ふて來り住せよ。

### 第六節 日本租界

#### 附在留本邦人の概況

日本租界は開口と稱する處にして、白河の右岸に沿ひ支那市街と各國租界の中間に介在し、樞要の地を扼す、支那街より來る大道は租界の中央を貫通して來往最も繁しく、晝夜輾轉の音を絶たず、一等二等地合計三十餘萬坪なり、就中四萬余坪は東京建物會社の所管に屬せるものにして、同會社は之に多數の家屋を建築し、在留民に貸與し居れり、在留本邦人の數二千餘、日用品其他の機關一として備はらざるものなく、今や日本租界にあるも内地の都會地にあると毫も異感なきに至れり、我居

地の街名を附したるもの左の如し。

秋山街 日本租界と佛國租界の境界線に當れる街道にして、築道濟のもの長さ二百三十間幅五間あり。  
山口街 秋山街より白河に沿ふて舊稱開口水門に至る間を稱す、長さ二百九十七間幅十間あり。  
壽街 秋山街より福島街に至る山口街と平行せり、長さ二百九十五間幅五間あり。  
旭街 秋山街より起り、支那市街大馬路に接続せる大道路にして、約七百間幅十間あり。  
榮町 秋山街より起り旭街に平行して福島街に至りて止まる、長さ三百八十間幅五間あり。  
福島街 白河より海光寺に通ずる舊軍道に接続す長さ二百間幅七間あり。  
宮島街 山口街日本郵船會社の側より起り福島街に平行する街道にして、長さ百八十間幅五間あり。  
松島街 山口街陸軍倉庫所在地より起り宮島街に平行するもの、長さ百七十九間

第十二章 天津管内  
幅五間あり  
吾妻街 山口街大倉組脇より起り福島街と宮島街との間を平行して日本租界局に通ずる街道にして、長さ百九十間幅二間半あり。

浪速街 山口街陸軍倉庫と日本郵船會社との間より起り宮島街に平行するもの、長さ百七十間幅二間半あり。  
蓬萊街 三井洋行の側より以南長さ二百九間幅二間半あり。  
曙街 秋山街より以西福島街に至る、長さ二百八十間幅三間半あり。  
常盤街 秋山街より以西日本俱樂部前に至る、二百五十間余幅三間半あり。  
以上を公道私道に區別し、公道は政府の直轄に屬し、私道は東京建物會社拂下地内に在り、右列記の中秋山街より松島街までを公道とし、吾妻街以下を私道とす。我官公衛及商社の主要なるもの左の如し。

官 公 衛 官	所 在 地	所 屬 長
一 駐屯軍兵營	日本租界海光寺	神尾陸軍少將

二 總領事館	英租界ヱイクトリヤロード	總領事 加藤
三 警察公署	日本租界	署長警部 西村銚象
四 日本郵便局	日本租界	事務官 河合 鼈
五 紫竹林分局	英租界ヱイクトリヤロード	長 藤本精一
六 駐屯軍病院	日本租界福島街	院 長 木村軍醫正
七 日本租界局	日本租界常盤街	理 事 西村虎太郎

社 名	設立年月日	所 在 地	主 任
一 橫濱正金銀行支店	三十四、九、二十	英租界ヱイクトリヤロード	鈴木島吉
一 日本郵船會社支店	三十四、六、十二	目下佛租界	伊丹二郎
一 大阪商船會社支店	三十八、十一、	目下英租界ヱイクトリヤロード内	出口雄二
一 三井物産會社支店	三十六、十一、十六	日本租界秋山街	安川雄之助
一 大倉組支店	三十八、八、二十	全 旭 街	皆川廣量
一 東京建物會社支店	三十六、四、六	全 宮 島 街	小松林藏

第十二章 天津管内



北 清 之 業

店名	業目	設立年月日	所在地	姓 名
一有信洋行(內外編會)	雜貨	三十五、三、七	日本租界	村 龜
一信昌洋行(大阪紡織會)	雜貨	三十八、九、二十二	全	西 雄
一日本毛織會社出張所	全	全	全	船橋甚兵衛
一櫻組出張所	全	三十九、三、四	全	半澤賢輔
一富士製紙會社出張所	全	三十八、九、	全	岩崎靜江
一泰東同文書局支店	全	三十九、三、	河北金鋼橋側	栗村顯三郎
個人支店				
一武齊洋行	雜貨	三十八、七、六	佛租界	武內才吉
一天津商品陳列館	雜貨	三十五、八、十五	日本租界	三宅藤吉
一加藤洋行	全	三十六、	全	加藤定吉
一桎村洋行	時計	三十五、六、二十三	佛國租界	桎村 保
一小栗洋行	輸出入及	三十四、一、二十八	日本租界	吉田房次郎
一新松昌洋行	木材		日本租界	山本唯三郎

北 清 之 業

一山本寫真館	寫真及美術品		英租界	兒島 鷹磨
一太田兄弟商會	雜貨	三十四、一、廿八	全	太田 萬吉
一澤 商店	竹細工		日本租界	澤 久太郎
一玉井商店	雜貨	三十五、九、二十五	全	玉井信之輔
一平林吳服店	吳服商		全	平林 儀右衛門
一濟世堂藥房	藥品		全	西本 茂吉
一旭 洋行	及雜貨	三十八、五、三	全	川上 英吉
一義 太洋行	及雜貨	三十九、三、三十一	全	飯田 新吉
一中東印字局	石版印刷	三十六、四、二十七	全	富成 一二
一浪華印字局	活字製造	三十八、十二、十九	全	溝畑 正吉
一岩谷商會	煙草商	三十八、四、六	支那街	岩谷 二郎
一清水洋行	雜貨商	三十五、五、十七	日本租界	清水幸三郎
一結城洋行	海關代辦	三十八、六、七	全	結城 正也

第十二章 天津案內  
新聞業

北洋日報  
北支那毎日新聞

三十八、十二、五

日本租界

足立傳一郎  
木村篤

旅館

設立年月日

所在地

姓名

一 芙蓉館

三十五、九、二十四

日本租界

鶴田權六

一 常盤ホテル

三十六、三、三

全

岸本恒太郎

一 芝罘家

三十八、十二、二十

全

山口ミネ

一 東陽館

三十八、九、三〇

全

小栗孫三郎

私立病院

一 井上病院

三十六、

日本租界

井上勇之丞

一 小松崎齒科醫院

三十八、四、十四

全

小松崎千代松

一 共立病院

三十六、

全

山科祐二

料理店

一 神戸館

日本料理

日本租界

山下エイ

一 敷島 日本料理

日本租界 和田カメ

其他數軒あり

一 徳義樓 西洋料理

日本租界 支那人

一同 宴樓 同

同 支那人

右は只概畧のみにして其他諸般の商業種別に就ては到底枚擧するに遑あらず、日本郵船會社は日本租界山口街に宏壯なる建築畧ぼ成就したるを以て佛租界より移轉せらるゝも近きにあるべし、大坂商船會社も目下山口街に支店を建築中なるを以て本年中には完成すべし。

第七節 日本租界局

組織

日本租界局は、明治三十五年九月九日發布の總領事館令第六號即ち日本專管居留地假規則に據り、同月十五日を以て設立せらる。日本專管居留地假規則は、總領事の任命せる行政委員をして、居留地に於ける土木及衛生等に關する事項を審議處理せしむる規程にして、當初委員數を五名以内とし、租界局に理事一名書記若干名を

第十二章 天津案内

置き、行政上必要の経費として、船車税(人力車、大車、小車、地扒車、支那船等の税金)を徴  
收したり、當時船車税の納入者は、専ら清國人の營業者に限り、在留本邦人は何等納  
税の義務を負はざりしも、三十七年三月二十日伊集院總領事の召集に係る居留民  
大會に於て、租界局の事務章程中に教育の一項を加へ、天津小學校の開校を見るに  
至りし結果、居留民に教育費負擔の義務を生ずると共に、行政委員の選舉權を與へ  
られ之と同時に行政委員數を増加して十名とし、内五名を教育費負擔者より選舉  
する事とし、官撰の五名(毎年九月改撰)に民選の五名(毎年三月改撰)を加へて十名と  
し、以て今日に至れり、現在三十九年九月改撰後の行政委員并に租界局員左の如し、

- 行政委員議長 鈴木島吉(官) 行政委員 安川雄之助(官)
- 行政委員 伊丹二郎(官) 同 小松林藏(官)
- 同 武内才吉(官) 同 皆川廣景(民)
- 同 吉田房二郎(民) 同 渡邊龍聖(民)
- 行政委員 藤井恒久(民) 行政委員 (一人欠)
- 租界局理事 西村虎太郎 同書記 田中錢太郎

同書記(註) 赤山今朝治  
外に備清國人四名  
事業

同書記補 太田啓次郎

租界局に於ける現在の事業は、道路改築、道路修繕、護岸、棧橋、道路撤水、道路植樹、道路  
點燈、公園、市場衛生、共同墓地、教育、消防、水道事務等にして、目下清國人四十三名を巡  
捕に採用し、其監督を日本警察公署に依頼し、道路並に船車取締の任に當らしむ。

財政

租界局は居留地假規則の下に設立せられたるもの故、今尙居留民に向つて一般の  
課税を爲さず、設立の當時は専ら清國人の納入に係る船車税(前記)のみを以て諸般  
の經費を支辨し來りたるも、道路の修繕其他各種の事業經營費(教育費は特別會計  
とす)に不足を感ずるに至りしを以て、三十八年一月より特種の營業に限り徵稅(特  
許税)を實行し、又別に碼頭稅則(波止場稅法)を施行せり、左に現行の各種稅法を擧ぐ

車税

一 營業人力車 一輛每月 銀五十仙

第十三章 天津案内

一 自用人力車	壹輛壹年	銀參弗
一 小車	壹輛每月	銀參拾仙
一 大車	同	銀壹弗
一 地 車	同	銀壹弗
船稅(碼頭稅)		
一 汽船碇泊稅	壹隻	銀貳拾弗
一 汽船陸上稅	壹噸噸數	銀貳仙五厘
一 民船	壹艘壹碇泊	銀貳拾五仙
一 舢板船	壹艘每月	銀五拾仙
特許稅		
一 藝妓(每月)		
一 等	銀五弗	二 等 銀參弗
一 料理店(每月)		
一 等	銀貳拾弗	二 等 銀拾五弗
		三 等 銀拾弗

四 等	銀五弗	五 等 銀參弗
一 旅館(每月)		
一 等	銀拾弗	二 等 銀五弗
		三 等 銀參弗
一 戲園(每月)	銀四拾弗	
一 落子館(每月)	銀貳拾五弗	

天津小學校

租界局の經營に成れる天津小學校は、去三十七年の開校にして、範を本邦の小學校令に採り、高等、尋常の二科を併置し、其學科程度も亦本邦と略同一なり、三十九年九月末現在の生徒數は各級を通じて七十三名あり、來學年迄には百名に達すべし、現在の校舍は創設の際一時借入れたる假教場にして、既に狹隘を感ずるに至りしを以て、三十九年三月小學校新築の議を決し、同年九月其工事に着手し、敷地一千六百餘坪(代價六千弗)租界局支出、校舍並に教員寄宿舎建築費壹萬五千弗、現在の寄附金壹萬貳千六百五十弗、教育基金貳千八百五十弗にして、四十年五月迄に落成の豫定なり。

現在の教員は左の三名なれども、來學年には尙一兩名を増聘する筈なり。

校長兼訓導

山口照平

高等師範學校第二部卒業生

訓導

三輪辰次郎

愛知縣尋常師範學校卒業生

訓導

山口美枝

静岡英和女學校卒業生

天津高等學堂は團匪事變後駐屯軍司令官の創設に係り、爾來支那人に日本語を教授し、普通學堂と稱し來りし所、本年五月に至り、之れを京都智恩院天津布教師に引續ぎ經營せしむることとせり。

天津在留邦人の概況

在留邦人營業の重なるものは綿糸、綿布、軍器、機械、木材、燐寸、鐵道材料、清國內地向雜貨、海產物、柔皮、銅の輸入、皮革、獸毛、廢骨の輸出、及海陸運送業、土木建築業、旅館等に此の外、呉服、小間物、各種雜貨、料理、屋飲食店等總ての供給機關として備はらざる。

なし。

日露戰端を開くや在留本邦人にして、事變に乗じて巨利を射らんとするもの陸續戰地に赴き、殊に營口占領後同地に移轉するの極めて多く、三十七年末には一時當地在留の本邦人口一千臺を破るに至れり、されど戰局の發展に伴ひ天津は有力なる資源地となり、物資は得るに従つて、毎に拂底の有様なりき、關内外鐵道が三十七年一ヶ年に六千五百萬兩の利益を收めしと云ふに見ても、如何に其の輸送貨物の巨額なりしを想見するに足るべきなり。

戰地商業に出掛けしものは、少くとも清國の事情に通ぜざるより相當の利得を受け、皆夫々の運命を作りて再び平和克復と共に天津に歸り來り、爾來大に業務を擴張し、店舗を改良し、亦一方に於ては家族を呼ひ寄せ、業務の擴張等の爲め、其員數漸次増加し來り、今や在留本邦人の數二千を踰へ諸般の事業益々盛境に向ひ居れり。

### 第八節 外國租界

外國租界は支那市街の東南約二十五町に在り、此邊一帶を紫竹林と稱す、日本租界に隣接するを佛租界とし、英獨兩租界順次相次ぐ、皆白河の右岸にあり、埭地利

伊太利、露西亞、白耳義の各租界は其左岸にあり、建築の最も古きは英佛の二租界にして、佛國租界は今より二十余年前の創設に係り、當時は雜草滿地の牧場たるに過ぎざりしが、風光乍ち一轉したり、日獨其他の租界經營は團匪事件後開始せらる、從來大道四通八達し三層四層の煉瓦造大厦高樓櫛比軒を并べ、瓦斯、電燈水道等を建設し、漸次租界全部に普及せんとす、市街の整頓せる商業の繁榮なる宛然歐米の小都會たるの想ひあらしむ。

佛國租界には早く諸派の教會堂數多建築せられ、北洋醫學堂及附屬病院、清國郵便局及電信局、佛國領事館、清國鐵路總局等あり、日本商人にては日本郵船會社出張所、武齊洋行雜貨部及小栗洋行皆此の租界内にあり、亞米利加貿易を以て有名なる茂生洋行食料品商、モレンドン公司家具商、孚洋行西賓館、コロニーホテル、ホテルデラベール等あり、就中西賓館は有數の雜貨商にして、又洋服裁縫等を兼ね居れり、英國租界 本租界に於ける、ヴィクトリヤロードは、外國租界中最も整備完成せる所にして、我正金銀行總領事館茲にあり、義利洋行、公易洋行、飛龍洋行、福利洋行、增茂洋行等は、當地第一流の西洋雜貨商なり、左右兩側を人道となし、中央を車道

とし樹木鬱葱として繁茂す、小公園あり、珍樹名草を蒐む、中央に音樂堂及び温室あり、前に「アストロハウスホテル」巍然として聳え、右に「ゴールドンホール」と稱する大なる公會堂屹立し、團匪の變各國居留民の避難せし所なり、公園の規模小なりと雖も、當市内唯一の遊園地なり、此小公園には外國人は自由に出入するを得るも支那人に至りては一步も足を入るゝ能はず。

紫竹林、河岸佛國英國兩租界の白河河岸に沿ふ邊は、白河遡航船によりて來る旅客の上陸點にして、輸出入貨物の積卸せらる所謂紫竹林「バント」なり、大船巨船濁浪の激する碼頭に横着けず、河岸に面する重なる建築物は上流より數へて、佛國租界側に日本郵船會社出張所、英國租界側に於て新津海關、香港上海銀行、英國領事館、仁記洋行、世昌洋行、招商局、怡和洋行、太古洋行、太古船會社「アストロハウス」ピクトリヤホテル及天津俱樂部等あり。

其他の租界に於ては未だ特記すべき發展を見ず、外國租界にある主要なる官衛商社を列記すれば左の如し。

各國領事館

第十二章 天津案内

社 名	經營者國籍
一、日本總領事館	英租界ヱイクトリヤロイド
一、英國領事館	英租界カウナルロイド
一、獨逸領事館	英租界ヱイクトリヤロイド
一、米國領事館	英租界メドウスロイド
一、埃國領事館	埃國租界ウエルヘン街
一、比國領事館	埃國租界エルデン街
一、佛國領事館	佛國租界
一、伊國領事館	佛國租界パロンダロス街
一、荷蘭領事館	英國租界
一、露國領事館	露國租界
一、丁抹領事館	露領事館內
一、瑞典諾威領事館	全 右
航運會社	

第十二章 天津案內

一、日本郵船會社	(日本)	佛租界白河々岸
二、禮和洋行	(獨逸)	英租界コンシユラロイド
三、開平礦務局	(英國)	英租界メツノウスロイド
四、怡和洋行	(英國)	英租界白河々岸
五、招商局	(荷國)	英租界白河々岸
六、太古洋行	(英國)	同
七、太古輪船公司	(英國)	同
八、新泰興洋行	(英國)	英租界ヱイクトリヤロイド
九、平和洋行	(米國)	英租界タクロイド
十、仁親洋行	(英國)	英租界ヱイクトリヤロイド
銀 行		
一、獨逸亞細亞銀行	(獨逸)	英租界ヱイクトリヤロイド
一、香港上海銀行	(英國)	英租界白河々岸
一、露清銀行	(露國)	英租界ヱイクトリヤロイド

第十二章 天津案內

第十二章 天津案内

- 一、横濱正金銀行 (日本) 同
- 一、麥加利銀行 (英國) 同
- 天津各租界に於ける保險會社
  - 一、永年保險公司 英租界
  - 一、加藤洋行 帝國生命保險代理店 日本租界
  - 一、東京建物會社 火災保險會社 日本租界
  - 一、武齊洋行貿易部 海上保險會社 日本租界
  - 一、三井物産會社 同上 日本租界
- 保險業を専門に營むは、前記永年保險公司一二に止まるも、其他外國商社の重なるものに於ては、各種保險會社の代理店たるもの數多あり。
- 電話及電信
  - 天津電話總局は 支那街、東門内にあり
  - 電話料(市内) 一ヶ月 四弗
  - 到北京 一通話四分間八拾仙

到塘沽

一通話(四分間)五拾仙

電信及電話料

天津に於ける電信局は佛國租界にあり、今主要各地に至る電報料を記すれば左の如し、但し一語は羅馬字十五を以て一音信とす。

一、日本各地	一語	九十二仙
一、芝罘	同	二十六仙
一、青島	同	二十六仙
一、上海	同	三十二仙
一、香港	同	三十二仙
一、厦門	同	三十二仙
一、汕頭	同	三十二仙
一、營口	同	三十二仙
一、奉天	同	二十六仙
一、北京	同	二十仙

第十三章 天津案内



### 第九節 支那市街

(一) 概況

支那市街の繁華區域は東北城外の地、即ち運河に沿へる地方にして、豪商富賈多くは此の地にあり、之れに反し西南一帶の區域は殆んど見るに足らず、先づ日本租界旭街より歩を起して概観せんが、旭街を上り行く事數町にして電氣鐵道の軌道を見ん、是れ支那街にして、十間餘の大道路は長方形に市街を圍み、清國の市街に珍らしき坦々砥の如き大道は舊天津城壁の跡にして、都統衙門の際(タルアルヒー元帥の英斷を以て之を破壊して道路となせしものなり、各名稱を東馬路、北馬路、西馬路、南馬路とす、此の道路以内の市街を城内と稱し、以外を城外とす、東門以外一帶の地を東門外とし、北門を北門外と呼び、西門外、南門外とす、天津に於て最も繁華なる市街を東馬路北馬路及び東門外北門外とす、即ち東北一帶は南運河及び永定河本流を控へ、水運の便あるを以て豪商等概ね此地方に居を占め、日一日盛況を呈するに對し、南門及西門一帶の地は之に反し沼澤の土地を遮るありて、何等の見るべきものなし。

ものなし。

(二) 城内 縦横に通ぜる一條の街路を以て四區に別たる、縦横の街路の城内にて交又せる所に鼓樓あり、樓上に神像を安置し大鐘を釣り以て晝夜の時を告げ、城内を觀望する所と青鼓樓を中央として各街を鼓樓北鼓樓南鼓樓東鼓樓西の四に分ち、各小胡同路次を以て中央の道路に通ず、然れども單に多く人の住家あるのみ、寂びれたる市街にして何等の見るべきものなし。

(三) 東門外 東馬路外一帶の地、白河の本流に沿へる街路との中間を指すものにして、宮地宮南の繁華なる場所あり、娘々宮以南を宮南と稱し、以北を宮北と呼ぶ、娘々宮には天皇聖母を祭る所とし、船に對する守護神とし、病氣、其他一切の出來事の祈禱所として香煙常に絶へず、迷信者の渴仰中々盛んなるものあり、月の十五日に於ては貴賤共女子の參拜堂に滿つと云ふ、宮南宮北の各街は街路狭きも、各種の小賣店軒を列べ、其繁華估衣街に次ぐ、中村常三郎氏の藥舖高陞洋行は宮北大獅子胡同にあり。

(四) 河沿馬路 日本租界山口街を北上すれば此馬路となる、坦々たる大道、白河の本

流に沿ひ河を隔て、河東の地伊國租界奥國租界に相對し、南市街、宮南宮北の各街を隔て、東馬路と並行し、日本租界の入口大和街に至るまで復線の電車軌道を通じ、北門外北大關に至るまで五分間を以て相往復す。一方白河河岸には帆船林立す、河北に通ずる鐵橋金華橋に至るまで、河岸倉庫建ち連り真に支那街の繁華を想像せしむ。此の沿道に巡警總局及教育品陳列館あり、巡警總局前の浮橋を改めて今や鐵橋を架し、電車人馬直ちに居留地停車場老龍頭に通ぜんとす。若し此の計畫にして成るの時は、此沿道の繁華層一層を増すに至らんか。

北 清 之 梁

(五)北馬路及北門外 北馬路は東馬路に比して稍々延長長く東馬路と等しく復線の電車を通し、繁華も稍々東馬路に勝れり。官銀行考工廠、戸部銀行、初級師範學堂は此の街路にあり、北門外一帶の地は所謂天津の骨子とも云ふ可く、富豪豪商多くは此に居住す。

北門外より大平街を通じ、北大關を経て南運河に架せる浮橋を過ぐれば、河北大街にして北京に通ずる本道とす。北門外を大別して估衣街、竹竿巷の三となす。估衣街は天津第一の繁華なる市街にして、街路狭きも各種の商店美を競ひて店頭を飾り

北 清 之 梁

以て行客を招く、車馬行人甚だ多く、肩摩鼓擊するを見るなり、されど大商賈の多くは裏通りに在り、估衣街にある大商店は、敦慶隆、瑞蚌祥、慶祥、功信德、茂裕生、德生錦、瑞林祥、元親、元隆、元吉、永義、泰昌、瑞林祥、鴻記等とす。主もに絹綿布類を扱ふ、日本人の商店としては估衣街通りに武齊洋行分莊、正金銀行出張所、北京西海洋行出張所、耳朶胡同に村田洋行等とす。估衣街の北裏の一區劃は候家後と稱し、支那遊里のある所なり。竹竿巷は大平街針市街等の總稱にして、估衣街の如き外面的繁盛を見ざれども、殷富第一の場所とす。大なる商店は隆聚、隆順、義昌、元景、德和、瑞蚌祥、元肥、萬慶德、聚慶、瑞生祥、聚慶成等とし、初めの二者の如きは年額四百萬兩内外の取引ありと云ふ。若し天津を視察せられんとするの士は、徒らに煩鎖なる方法に依らずして、如何に機敏に如何に活潑に彼等清商の立ち廻れるかを視らるゝの要あらん。北大關より浮橋を過ぐれば、河北大街にして陶器屋の多き外見るものなし。

視察者の注意すべきは北馬路にある考工廠とす。直隸一省の製作品を陳列し、参考として清國各地の有名なる物産及外國品特に日本品を陳列して、商工業智識の發展を期す。銅錢一個隨意に參觀するを得べし。

名所として稍や見るに足るべきものは北馬路の萬寺宮及び針市街西の清真北寺西門街の清真南寺とす。南北清真寺は回教の寺院にして共に異様なる宏壯の建築を有し、多くの信徒ありて現時宗教心地を拂ふ清國に於て、化石的ながらも一定の信條を尊奉し、純然清國人間に一異彩を放てり。市内處々の料理店或は飲食物を商ふ店に西域回々の四字あるを見らるゝならむ、是れ彼等の食物を異にし、交際法を異にせる所なり。彼の寺院に至り見れば二六時中アラビヤ語の經典を讀誦し、嚴格なる儀式を以て祈禱を行へるを見ん、當地の風俗を知らんと欲せば、是非足を曲ぐべき所とす。

(六)河北 東馬路と河沿馬路との合する地點に一鐵橋あり、金華橋と云ふ、橋を過ぐれば河北にして橋の北首左に海關道臺衙門あり、右一帶の地を獅子林と稱し、遊かに雲表に聳ふるは佛蘭西天主教堂とす、彼の北清戰役の際居留地一帶及び舊停車場を苦めし有名なる水師營砲臺は此の教堂の東に當り、現時は官病院となりて當時の跡を留めず、金華橋を行くこと二町餘亦一鐵橋あり、白河本流に架せるものにして金鋼橋と名く、此の間街路の西側新商店櫛比せり、我が泰東同文書局は金鋼橋

の南首にあり、橋を渡れば左は總督衙門にして平坦なる一路十數丁、直ちに新停車場に至る、道の左右は茫々たる草原なるも、袁宮保の外國租界の繁榮を奪はんとし、て、宏壯なる洋館の多くを造らしめ、公園を設け、道路を築造する等、銳意經營する所なるを以て將來大に見るべきものあらんも、地の利は到底白河下流の外國租界に比して果して如何にや、就て見る可きものは銀元局、高等工藝學堂、實習部、孫氏の別墅、李鴻章の祠等とす。

李鴻章の祠は西窪窪にあり、敕建にして現代當國美術の極を盡くせるもの、一度杖を曳きて老大國近時英傑の蹟を訪ふも亦可ならんか。

(七)西馬路及西門外 場末として見るべきものなし、先きに概説したる清真南寺の外遙か野外に天津習藝所、天津遊民習藝所、及び西頭と稱する地に、各種の草花を造くる花園のあると、斬首の場所あるとに過ぎず。

南馬路及南門外 馬路は西馬路と等しく、單線の電鐵を通ず、何等の見るべきものなきも、南門跡より直路海光寺、日本兵營に通じ、南門外一帶の地は北清戰役の際天津城攻撃に當りて、各國連合軍殊に我軍の最も苦戦せし戦場とす。

以上天津支那街の概況終了せり。  
因みに當地に於ける銀號の種類及び重なる銀號の名稱を擧ぐべし。

### 第九節 支那銀行

(一)票莊 即ち手形交換所なり、資本金大概百萬兩以上にして大德通、大德恒、日昇昌、功信成、源丰裕等にして、清國至る處取引の便あり。

(二)爐房 外地より集まり來る銀塊を鑄直ほしする所にして、同じく資本金百萬兩以上を要し、前者と同じく、政府の許可を要す、和盛益、敦慶長、新泰、德隆、義盛恒、敦昌厚、同達等なり。

(三)銀店 銀貨のみにして銅貨を扱はず、資本も一、二十萬圓にして足れり、別に許可を要せず、裕源長、瑞林祥、美喜成、中裕厚、同茂永、恒裕厚、美義亨、恒隆、瑞珠祥、瑞生祥、義泰、恒望半元、永判等あり。

(四)錢鋪 銀銅並び扱ふ處にして概ね三四萬の資本を有す、元亨、天利、益德、信成、湧萬、手義成、厚義順、恒義恒、慶元、瑞源等あり、別に國家の定むる銀行法規あるにあらずも信用を重んじて金融圓滑に行はれつゝあり。

### 第十節 學堂散況

直隸省の學務處は當地にありと雖も、教育機關の整備せるは保定府とす、清國は近時日清戰役、北清戰役、以來の刺撃に覺醒するありて、變法自強内は軍隊を強くし教育を盛んにし外に向つて國家の體面を保持せんとしつゝあり、既に日本に留學せるものゝみにても一萬四千餘、當地に於ける各學堂も總數九十餘、學生五千人亦盛んならずとせず、今一、二、有數なる學校のみを擧げん。

北洋大學堂 米人テニ一氏の經營に係りしものにして、武庫、新停車場を去る一清里餘にあり、學科の程度高からざるも専ら英文普及につとむ。

高等工藝學堂 南馬路にあり、専ら工業教育を施し日本教習を聘して其經營をに依囑す。

初等工藝學堂 城内にあり。

初等商務學堂 城内にあり。

軍醫學堂 東門外南市街にあり、全部日本語を以て軍醫を養成す、日本教官の經營に係るものにして、李鴻章の起せし在佛國租界北洋軍醫學堂と相對抗す。

警務學堂 東門外にあり、日本教習六名教鞭を執る、支那市街に短剣を帯びて起立せる各巡捕は、皆此の學校の出身とす、近時益々生徒の數を増し、成績大に見るべきものあり。

翻譯才所 學務處(東門裡經子胡同)内にあり、日語翻譯養成所なり。

客籍學堂 總督衙門の後ろにあり、各省官吏の子弟を養成す。

其他中學堂 電報學堂、制圖學堂等種々の學堂あれども、牧擧に迫あらざれば之を畧す。

天津高等學堂 日本居留地山口街にあり、明治三十五年始めて日本駐屯軍の手に經營せられ、普通學堂と稱せしを本年(三十九年)五月淨土宗清國布教師の手に移りて其經營に任じ、日本人設立の學堂としては唯一の學校たり、以前に於ても相當の出身者ありしも、現時は豫科六ヶ月普通三年專門科三年速成科一年夜學一年等に分ち、専ら日本語を以て清國學生を教授す、將來大に見るべきものあらんか。

第十一節 天津瀛車發着時間表

山 一 午 前 六、二五 山 海 關 行

海關方面	北京方面
下り	上り
午 前	午 前
午 後	午 後
一、二七	七、一八
〇、三三	一、〇〇
七、二三	三、二六
急行	急行
唐山	北山
天津	保定
海關	京府
來行	來行

備考 發着時間は夏季に於て多少變更せらるゝ事あり  
天津着瀛車時間表

海關方面	北京方面
上り	下り
午 前	午 前
午 後	午 後
七、〇三	一、一七
一、〇〇	五、一一
三、一六	七、三〇
急行	急行
塘沽	天津
北山	保定
海關	京府
來行	來行

第十二章 天津案内

第十三節 天津各重要驛に到る乗客貨銀及哩程表

北 清 之 乘		北 清 之 乘	
驛名	哩數	上等	中等
北京	八七、〇六	五、三〇	三、三〇
豐臺	七四、八八	四、五〇	二、八〇
塘沽	二七、〇〇	一、六〇	一、〇〇
唐山	八〇、一〇	四、八五	三、五〇
灤州	一一二、七九	六、八〇	四、二五
黎河	一三四、八三	八、一〇	五、一〇
北阿	一五二、一一	九、一五	五、七〇
湯河	一六一、五八	九、七〇	六、一〇
秦皇島	一六三、六三	一〇、〇〇	六、三〇
山海關	一七三、七三	一〇、四五	六、五五
錦州	二八六、六三	一七、二五	一〇、八〇
子州	三二七、四四	一九、七〇	一二、三五
營口	三八四、〇九	二三、一〇	一四、一〇
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			
湯河			
秦皇島			
山海關			
錦州			
子州			
營口			
北京			
豐臺			
塘沽			
唐山			
灤州			
黎河			
北阿			

査掛は申告書と當該貨物とを比較對照し、其の價格、員數、名稱等に錯誤なきを認むるときは、貨物上に検査済の朱印を捺す。茲に通關手續の全部は決了し、貨主は始めて其貨物を動かす事を得るなり。其納稅書は納稅の證據たるを以て携帶する可とす。

尙ほ其貨物にして無稅品なるも前記の手續をなすべし。只此の場合に於ては申告書を提出すると同時に、検査掛は果して無稅品なるや否やを検査し、相違なきを認むるときは直ちに通關許可の朱印を捺す。

(二) 鈔關稅率及官憲證明書

鈔關の稅率は、凡て海關稅の半稅にして普通商品(稅目に記載せざる物)に對しては、從價の二分二厘なるを原則とす。貨物の原價拾五弗若くは十兩に滿たざる普通商品に對しては、稅金を課せざるを例とす。凡て官憲の證明書ある貨物には、課稅をなさず。尙旅行用手廻に對しては課稅せざるも、苟くも在中物にして新規なるときは自用品たるも手土産品たるも商用品たるも問はず。凡て普通商品と見做し規定の課稅をなす。旅客の中には往々課稅は商品に限るものと誤解し、間違を生ずる事

あり、注意すべき事なりとす。

第十五節 日本北清線

目下定期航海をなせるは、日本郵船株式會社及大阪商船株式會社船にして、其線路の概略を記すれば左の如し。

日本郵船會社線

(1) 神戸北清線 (毎週一回)

本航路の船は神戸を起點とし牛莊に到るものにして、往航門司、芝罘、太沽に寄航し、復航太沽、芝罘、長崎、門司に寄港するものは、往航門司、長崎、芝罘、太沽に寄港し、復航太沽、芝罘、門司に寄港するものとあり交互に神戸を發す。各寄港地碇泊時間は、牛莊、太沽、芝罘を除くの外は、數時間に過ぎず。神戸出帆より同港へ歸港する迄の日數、凡そ三週間なり。今其片道に要する日數を明記すれば左の如し。

神戸、門司間一日、門司、芝罘間三日、芝罘、碇泊一日、芝罘、太沽間一日、太沽、碇泊三日、太沽、牛莊間一日、但し長崎寄港のものは更らに一日を加ふ。復航牛莊に四日、碇泊の後復航の途に上るは太沽の碇泊を一日に減じたのみにして、他は往航の場合に

第十二章 天津案内  
 同じ冬季牛莊結氷中は太沽を終點とし、牛莊、太沽共に結氷せる時は休航す。  
 (ロ) 横濱北清線

本線は二週乃至三週一回の定航路にして、往航は總て横濱を發し四日市、門司、神戸、仁川、大連、太沽を経て牛莊に到るも、復航は同地を發し大連、門司、神戸を経て横濱に歸着するものと、大連、仁川、門司及神戸を経て横濱に歸航するものとの二種あり、冬季に於ける航海は神戸北清線の場合も同じ、往復約三週間の航程なり。

(ハ) 神戸韓國北清線(四週一回)

本航路は神戸を起點とし牛莊に赴くものにして、往復門司、長崎、釜山、仁川、芝罘、太沽に寄港す、片途十日間牛莊の碇泊日數を加へて往復二十三日を要す、寄港地の碇泊は往復共仁川、太沽に於て各一晝夜、其他は着當日直ちに出帆す、冬季太沽、牛莊、結氷中は韓國線は太沽及牛莊に寄港せず、秦皇島を終點とす、現今北清航路に使用せらるゝ各汽船に付き其内容を左に掲ぐ。

船名	噸數		空等船客			摘要
	噸數	噸數	壹等	貳等	參等	
營口丸	一、九六六	一、二一九	九	二四	四一六	一〇五 神戸北清線

山東丸	二、〇三三	一、二六〇	一	二九	四一六	一四〇 同
竹島丸	二、六七三	一、六五七	六	一一	三三二	三一二 同
高砂丸	一、七八九	一、一〇九	三	九	一四	一三五 同
相模丸	一、九三四	一、一三四	六	二二	一六	一〇六 同
近江丸	二、五〇一	一、五五一	二	三二	二〇	一五五 同
酒田丸	一、九六三	一、四三七	二	六	一四	二〇四 同

日本郵船株式會社 横濱 北清線船客運賃表  
 (明治三十九年十月改正)





第十三章 天津案内  
大坂商船會社  
大坂天津線

本航路は明治三十八年十月の開始に係り、太沽より白河を廻りて天津居留地に航行することを得る本邦唯一の定期航路なり、使用船は何れも新式淺吃水のものにして、其の河中にあると外洋に航する時とにより、自由に吃水を加減して船体の動搖を防ぐことを得べし、毎月三回毎五の日大阪を發し、神戸門司、芝罘を経て、天津紫竹林碼頭に横着けず、往復二週間の航程なり、其汽船名噸數等左の如し。

使用汽船内容

船名	噸數	客		
		壹等	貳等	三等
大智丸	一、二五八	三	六	一〇〇
大信丸	一、三〇四	三	六	一〇〇
温州丸	一、二〇二	一	二	二〇〇

大信、大智丸は諸般設備頗る完全にして一二等には食堂あり、雜誌、ビンボン、基將棋等の娛樂用品も備はり、希望の船客には船内仲賣として、飲食物を廉價に販賣し一等には洋食を供す、温州丸は貨物専用船とす。

北清之乘

大阪商船株式會社北清航路乗客運賃表

(明治卅九年六月五日改正)

小兒運賃	十二歳未満 半額	大坂	一、三〇〇
特別割引	船内一人毎二分ノ一額	神戶	一、一〇〇
日海軍人	各等共 貳割引	下門	一、〇〇〇
外交官及 其家族	一、二等共 壹割引五分引	關司	九〇〇
手荷物無賃制限	百五十斤	芝罘	八〇〇
	六十斤	青島	七〇〇
船客通船賃ハ船客ノ御自辨トス		天津	六〇〇
天津ニ於テハ通船賃ヲ要セス		天太	五〇〇
但シ天津迄遼江ニス太沽ニテ掛下船ノ節ハ通船賃ヲ貳圓ヲ申受ケルモノトス		津沽	四〇〇
内地各港間及ヒ内地ヨリ北清各港間ハ船ヲ以テ		牛莊	三〇〇
北清ヨリ内地行及ヒ北清各港間ハ船ヲ以テ			
大智丸大信丸一等船客ニ限リ洋食ニ等運賃ヲ申受ケ			

横濱神戸北清朝鮮各港間運程表

自	至	運程	自	至	運程
横濱	神戶	三五〇	神戶	釜山	一六〇
神戶	長崎	二四〇	神戶	天津	四四六
長崎	釜山	一四八	天津	芝罘	四五〇
釜山	仁川	一七〇	芝罘	天津	七三六
仁川	天津	四八二	天津	芝罘	四六九
天津	牛莊	八一〇	芝罘	天津	四三一
牛莊	威海衛	八〇〇	天津	芝罘	二八〇
威海衛	上海	五五〇	芝罘	天津	二四五
上海	天津	三七〇	天津	芝罘	二一四
天津	芝罘	三五〇	天津	芝罘	二七四

大坂商船會社運賃表

一、小兒運賃  
 十二歳未満 半額  
 四歳未満 一人限、無賃  
 他、一人毎二分四分ノ一額

特別割引  
 日本海陸軍人各等共 二割引  
 外交官及其家族一、二等 一割五分引

一、往復割引乗船券  
 一、二等船客ニ限、定額運賃一割引、通用期間六十日ノ往復乗船券ヲ發賣ス

一、手荷物無賃制限額  
 一等 百五十斤  
 二等 百二十斤  
 三等 六十斤

一、芝罘青島大沽天津牛莊間ノ運賃ハ噸ヲ以テ單位トシテ計算ス

和食	一等運賃	二等運賃	三等運賃
神大	四七五〇	三三〇〇	二二〇〇
戸阪	四〇〇〇	二八〇〇	一八〇〇
門司	三三〇〇	二二〇〇	一五〇〇
青島	二八〇〇	一八〇〇	一三〇〇
天津	二二〇〇	一五〇〇	一〇〇〇
大津	一八〇〇	一三〇〇	八〇〇
芝罘	一五〇〇	一〇〇〇	六〇〇
天津	一〇〇〇	六〇〇	四〇〇
牛莊	六〇〇	四〇〇	二〇〇

### 第十三章 天津貿易

#### 第一節 概況

天津の貿易は近來長足の進歩を表はし來り、輸出入高に於て上海に次ぐに至れり、從來外國品は概ね上海に於て一たび陸揚げをなし、沿岸航海船便にて天津に輸送し來るものなりしが、明治三十七年頃より漸く歐洲及米國より物貨及鐵道材料を直輸入するもの多きに至れり。

#### 第二節 輸入總高及各國別

明治三十八年度天津に於ける輸入總高及各國別左の如し、

外國品輸入總高	六〇、四二九、六七三兩
内譯	
外國直輸入高	三一、四六三、二〇八兩
上海經由輸入高	二八、九六六、四六五兩

にして其國別を示せば左の如し

英國	五、五八二、二三〇兩
米國	五、七五九、一六五兩
獨逸	一、九〇二、五七六兩
日本	九、五九五、八〇四兩
朝鮮	一、五二二、三一兩
香港	三、四〇九、六五一兩
ランカツト	一、六七七、〇兩
白耳義	二、五六八、七〇七兩
佛國	一、〇七九、〇九〇兩
和蘭	九、五一八、六兩
奧國	一、七六、四五八兩
以太利	六、五、五七八兩
和蘭領印度	一、〇七兩
加奈太	一、五〇七、〇兩

品名	單位	英國	德國	佛國	米國	日本	歐洲諸國	香港	上海	合計
生金	兩	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
晒金	兩	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
雲齋	兩	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
市	兩	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

第十三章 天津貿易

露オデツサ 四六三二兩  
 埃 及 二二三三三兩  
 新嘉坡 二〇一六六一兩  
 シヤバ 一〇四七六六兩  
 印度 六六六六四六兩  
 比利賓諸島 八六〇二〇兩  
 濠州 九四一九八兩  
 三二九兩

第三節 百萬兩以上輸入外國品及其國別

品名	單位	英國	德國	佛國	米國	日本	歐洲諸國	香港	上海	合計
棉	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
銅	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
捲	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
人	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
造	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
石	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
鐵道用材料	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
赤砂	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
白砂	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
木	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
上	兩	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第四節 天津の消費的分配區域

第十三章 天津貿易  
今天津市場の支配せる消費的分配區域換言すれば清國內地又は外國より天津に輸入せられたる貨物の消費地に分配せられたる割合を省別を以て之を示せば左の如し

直隸省	一九九七四、八九二兩
山東省	九〇一、八二七兩
山西省	五、六六四、九五〇兩
河南省	一、〇七七、一〇五兩
陝西省	七四、五〇九兩
甘肅省	六〇三、九九六兩
土耳其斯坦	六〇三、九九六兩
奉天省	七五、五七九兩
吉林省	一、三六七、二六〇兩
蒙古	二、九八七、一四五兩
恰克圖	六、八九五兩

其他

二〇、四〇六兩

第五節 消費地と行程日數

更に各省に於ける外國品消費地の重なるもの、其行程日數左の如し天津を起點とす

盛京省	汽車便	支那馬車賃	支那ポート便
奉天府	二日	十五日	
錦州府	二日	十一日	
興京廳	二日	十日	
吉林省			
吉林府	二日	十五日	
長春府	二日	十五日	
直隸省			
順天府	一日	二日	
道化府	一日	三日	

第十三章 天津貿易

第十三章 天津貿易

保定府	一日	五日
易州		四日
承德府		十日
朝陽府	一日	九日
永平府	一日	七日
河間府		三日
正定府	二日	八日
順德府	二日	十二日
大名府		
宣化府		
山東省		
濟南府	(小燕渡用二日) 下馬車用七日	
泰安府	(小燕渡用二日) 下馬車用八日	
武定府	(小燕渡用二日) 下馬車用九日	
順天府	(順天府ヨリ馬車用二日間)	
宣化府	(一日ニテ魯西ニ至リ同所ヨリ驛駝用四日)	

濟寧府	(小燕渡用二日) 馬車用十一日	(下馬車用八日) *ト三ト馬車用七日
近州府		
臨清府		
山西省		
大原府	(滋車便三日にて獲鹿に手引夫ヨリ馬車用七日)	
平定州	(獲鹿ヨリ馬車用三日)	
平陽州	(獲鹿ヨリ馬車用二十日)	
解州	(獲鹿ヨリ馬車用五日)	
大同府	(獲鹿ヨリ馬車用十二日)	
寧武府	(獲鹿ヨリ馬車用十日)	
河南府		
開封府		二十四日
陳州府		二十四日
歸德府		二十四日
第十三章	天津貿易	

第十三章 天津貿易

彰德府	二十五日
衛慶府	二十日
懷慶府	二十二日
河南府	二十三日
陝西省	
西安府	二十八日
同州府	二十七日
延安府	二十八日
甘肅省	
蘭州府	(派車便一日にて豊登 に至り陸路用十五日)
平涼府	同上
因原府	同上
慶陽府	同上
甘州府	同上

元○來○天○津○は○貨○物○の○生○産○地○に○あ○ら○ず○し○て○消○費○的○分○配○作○用○を○司○れ○る○の○一○大○商○業○地○た○  
 る○な○り○故○に○輸○出○入○の○不○權○衡○極○め○て○甚○た○し○く○輸○入○七○に○對○し○輸○出○僅○に○一○の○比○な○る○を○  
 常○と○す。

新疆省

迪化府

伊犁府

(馬車にて三  
夕月十日)

(馬車にて三  
夕月十五日)

第六節 明治三十八年度輸出總高及其國別

清國物産輸出總高

一七六九〇〇九四兩

外國直輸出高

一〇四五八九〇六兩

清國各港輸出高

七二三一、一八八兩

今外國直輸出高に付其の國別を記すれば左の如し

英 國

一九七九五六三兩

米 國

二、九三〇、七六二兩

獨 國

三二八七四八兩

第十三章 天津貿易



第十三章 天津貿易

日 本	一、三五三、一七四兩
朝 鮮	七、六二三兩
香 港	八、二九六、七五兩
以 太 利	一、六一四、六兩
佛 國	一、一八九、二四兩
白 耳 義	一、九三九、三兩
加 奈 太	四、九九五兩
浦 羅 斯 德	一、二八三、七兩
露 俄 西 比 利 亞	二、八五一、八八九兩
和 蘭	二、九九二兩
馬 尼 刺	二、一八六兩

以上の内露國西比利亞貿易は總て清國産の茶にして漢口より當地に來り再輸出に係はるものなり京漢鐵道開通後漸次之に依るもの多からんとす更に主要なる貨物に就きて其輸出先國別を列記すれば左の如し

第十三章 天津貿易

貨名	單位	英國	德國	佛 國	米 國	日 本	歐洲諸國	香 港	清國各港	合 計
廢 骨	兩擔	1,200,000	3,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	6,200,000
豚 毛	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
支 那 製 靴 地	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
生 品 棉	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
骨 董 炭	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
石 炭	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
卵 殼	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
毛 各 種	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
麻	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
牛 及 水 牛 皮	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
蔗 料	兩擔	1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000

品名	單位	1913年	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年
藥	兩	1,200,000	1,500,000	1,800,000	2,000,000	2,200,000	2,400,000	2,600,000	2,800,000
皮及	兩	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000
參	兩	300,000	350,000	400,000	450,000	500,000	550,000	600,000	650,000
塊	兩	200,000	250,000	300,000	350,000	400,000	450,000	500,000	550,000
蓆	兩	100,000	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000	220,000	240,000
羊	兩	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000	150,000
上	兩	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000

### 第十四章 天津航運業

#### 第一節 概況

天津に於ける貿易進歩の概況は既に記する所の如し、之れに伴ふ航運業も近時大に發達し來れり、從來天津に於ては清國沿岸貿易に従事する五箇の外國汽船會社あり、又日本郵船會社及大阪商船會社ありて、何れも一箇月四回乃至六回日本との直出入に従ひ居れり、其他社外船臨時船等の出入近來非常に増加し來れり、されど天津は出入船船の便甚だ宜しからず、市街は太沽河口を溯ること三十七海里の上にあり加ふるに近來白河河口の沙灘淺瀬三連餘に瀾亘し、水深極めて淺く從て貨物滿載の汽船は沙灘外にて積荷の幾分を駁船に移乘し、滿潮を待つて白河を溯航せざる可からず、白河は常に水深九呎より十一呎の深さあるを以て、普通商船の航行にさしたる差闕なし、然れども沙灘浚渫工事も遠からず着手せらるべきを以て、早晚此の不便は輕減せらるべし。

尙ほ天津は冬期三ヶ月十二月中旬より三月上旬までは白河水結して航通全く杜

絶す此間に於ける天津出入の貨物及旅客は皆北清唯一の不凍港たる秦皇島を以て其口門とはなすなり故に天津の貿易及航運業に關する統計并に記事は秦皇島に於ける冬期三ヶ月間を包含するものと知るべし。  
 天津に於ける貿易航路の主なるものは上海を中心とする沿岸航路及大阪神戸を中心とするもの二つなるべし今各汽船會社に就き其汽船名及噸數を擧ぐれば左の如し。

第二節 沿岸航路(天津湖航船を記す)

(一) 各汽船會社船名及噸數

一大古洋行(英國) (Butterfield & Swire) 本社は (China Navigation Company) と稱し大古洋行は其の代理店なり

船名	噸數	船名	噸數
閩江	三六七	湖南	一、一四三
甘肅	一、一四三	新案	一、〇四七
盛京	一、〇三四	濟南	一、三五〇

一 招商局(清國) (China Merchant Navigation Steamship Company) と稱す

船名	噸數	船名	噸數
協和	一、〇八二	海定	一、一二四
退順	一、〇七九	南定	九四二
新廣	一、三八五	泰安	一、二一六
廣濟	一、三一六	順平	一、一五九
新裕	一、〇二七	安濟	一、三八五

第十四章 天津航運

愛 飛	八二六	公 平	一、七四二
鯨	九八〇		

一 怡和洋行(英國) Jardine Matheson Co. と稱し本社は Indo-China Steamship Navigation Company と稱す怡和洋行は其の代理店なり

船名	噸數	船名	噸數
怡生	一、二二七	連陸	一、〇四九
岳生	一、四二四	維新	一、一七〇
景星	一、二二三	德生	九七七
和生	一、二二七	洛生	九七七

一 禮和洋行(獨逸) (Carlsonitz & Co.) と稱し本社は (Hamburg American Line Company) と稱す禮和洋行は其の代理店なり

船名	噸數	船名	噸數
青島	九七八	膠州	六四六
提督	一、二九九		

一 開平礦務局英清合同 (China Engineering & Mining Co.) と稱す

船名	噸數	船名	噸數
開平	一、六〇五	廣平	一、二四三
承平	一、〇六二	西平	一、二六六

但し開平號は深吃水なるを以て白河を溯航する能はず

一 大阪商船會社

大智丸 一、二五八

大信丸 一、三〇四

温州丸 七四六

左に三十八年度間天津に出入せし汽船の國籍及噸數及出入港地を示し該年度間に於ける航運業の一般を掲記せん

二 明治三十八年中天津出入汽船噸數隻數起點及目的地

入 港 船 之 部

北 清 之 乘

國 別	總 計	支 那	日 本	瑞 典	諾 威	和 蘭	佛 國	獨 逸	米 國	英 國			
船數	七二	三三	三三	一	一	二	三	三	一	三			
噸數	八四,三九〇	三三,七〇七	三三,七〇七	九七	九七	一五,四三三	二,三三三	二,五〇〇	二,九三三	三,〇〇七			
出 港 之 部													
荷 積 出 港	六〇	三〇	三〇	一	一	一〇	一	一	一	四			
噸數	一〇,七三二	六,三三三	一五,二八	一	一	九,四九三	三	四,九八	五七	二,三九五			
空 船 出 港	一二	三	三	一	一	一	一	一	一	一			
噸數	三,九六八	一,三三三	一,三三三	九七	九七	一,四九三	二,三三三	二,五〇〇	二,九三三	三,〇〇七			
合 計	七二	三三	三三	一	一	二	三	三	一	三			
噸數	八四,三九〇	三三,七〇七	三三,七〇七	九七	九七	一五,四三三	二,三三三	二,五〇〇	二,九三三	三,〇〇七			
最 初 の 起 點 港	組 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞	清 國 各 港	門 大 阪 神 戶	橫 濱 神 戶	小 室 濱 松	香 港 汕 頭	和 關 嶺 印 度	シ ン カ ヲ ー ル	露 國 各 港	マ ル セ ヲ ー ル	ア ン ト ウ エ ー ア	米 國 各 港	組 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞
最 終 の 着 港 地	ア ン ト ウ エ ー ア	清 國 各 港	門 大 阪 神 戶	橫 濱 神 戶	小 室 濱 松	香 港 汕 頭	和 關 嶺 印 度	シ ン カ ヲ ー ル	露 國 各 港	マ ル セ ヲ ー ル	ア ン ト ウ エ ー ア	米 國 各 港	組 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞
船 數	一	七	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

北 清 之 乘

國 別	總 計	支 那	日 本	瑞 典	諾 威	和 蘭	佛 國	獨 逸	米 國				
船數	五二	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一				
噸數	五九,三〇三	二〇,三〇六	二四,三〇六	一	一	一	一	一	一				
出 港 之 部													
荷 積 出 港	三三	一	一	一	一	一	一	一	一				
噸數	二七,二一八	三,三三三	三,三三三	一	一	一	一	一	一				
空 船 出 港	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
噸數	三,九六八	一,三三三	一,三三三	九七	九七	一,四九三	二,三三三	二,五〇〇	二,九三三				
合 計	五二	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一				
噸數	五九,三〇三	二〇,三〇六	二四,三〇六	一	一	一	一	一	一				
最 初 の 起 點 港	組 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞	清 國 各 港	門 大 阪 神 戶	橫 濱 神 戶	小 室 濱 松	香 港 汕 頭	和 關 嶺 印 度	シ ン カ ヲ ー ル	露 國 各 港	マ ル セ ヲ ー ル	ア ン ト ウ エ ー ア	米 國 各 港	組 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞
最 終 の 着 港 地	ア ン ト ウ エ ー ア	清 國 各 港	門 大 阪 神 戶	橫 濱 神 戶	小 室 濱 松	香 港 汕 頭	和 關 嶺 印 度	シ ン カ ヲ ー ル	露 國 各 港	マ ル セ ヲ ー ル	ア ン ト ウ エ ー ア	米 國 各 港	組 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞 米 亞
船 數	一	七	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

### 第十五章 太沽及塘沽案内

#### 第一節 太沽情況

太沽は芝罘より百九十四哩にして一日の航程なり、天津を距ること水路四十餘哩、白河の河口に位す、市街は東太沽西太沽の二部に分れ、白河の右河にあり、旅客北清に入るの門口なり、人口約七千を有し、物産としては附近河海の漁族を以て第一とし、又海岸一帯の地祿茫たる鹽田にして白帆の如きもの、幾許となく立並ぶは、之皆潮水を汲上る風車なり、鹽鹽は總て天然の乾燥法にして所々に白き小丘の羅列するは凡て鹽塚にして、業務頗る盛大なり。

太沽は商業地としては差したる價值を認めざるも、歴史上大に著明の地點たり、何となれば過去五十年間に於て清國は外國と事を構ふる事四度、其都度太沽は砲煙を以て漲らせられたるを以てなり、即ち第一回は千八百五十八年南京條約の結果として天津港を開市せんとするに際し、頑迷なる清民は太沽砲臺に據りて英艦隊の通過を阻止せんと企てければ、端なく砲門を開き一撃の下に太沽砲臺に鎮黙せし

められたり、越へて千八百六十年再び兩國間の戦闘開始せられ、太沽砲臺は意外にも頑固なる抵抗をなし、英艦隊は遂に多大の損害を蒙り退却せしめられぬ、其後千八百六十二年に至り、英佛同盟軍は陸戰隊を編成して北砲臺より之を攻略せり、第四回目は即ち明治三十三年團匪の事變にして、當時直隸省に於ける居住外國民は外界との交通全く杜絶せられ、其救済の第一着手段として太沽砲臺を攻略するは、焦眉の急なりしを以て、太沽沖碇泊の日英佛獨露各國艦隊は聯合陸戰隊を組織して先づ北砲臺に迫まれり、然るに當時太沽砲臺は最新の築塞法に依り砲類亦頗る良好のものなりしかば、意外の頑抗を續けしも勇敢なる我海軍陸戰隊は各國軍に稍々躊躇の色あるを見るや、殿軍より轉んじて彈雨急激の下を眞蔭に猛進して北砲臺を攻略し、其指揮官服部中佐遂に壯烈なる戦死を遂げ、白石海軍大尉が先頭第一の驍名を轟かせしは人口に膾炙する所なり、明治三十五年五月北京條約の結果として各砲臺は總て撤去せられたるも、入河の際旅客は其右岸に注意せよ、遂に旭日旗の翻々として潮風に靡けるを見ん、是れ勇士の名殘を偲ばしむる所謂白石砲臺の跡にして、現今我北清駐屯軍太沽分遣隊の守る所なり。

如斯太沽は清國最近半世紀間幾多外交上の事件を胚胎せしも時勢の變遷は彼の數十年來清民か金城鐵壁と夢みし砲臺の跡も消え失せ、今や北京天津と山海關滿州とを連結する鐵路の利便及外洋と北清とを連絡する貨客の繁榮は、上流二涇の地點にある塘沽に遷移するに至れり。

### 第二節 塘沽情況

塘沽は天津より鐵路二十七哩白河々口を距る三哩餘其左岸に位す、茲は北清鐵道の重要驛にして深吃水船にて來清せる人は皆太活ライタ會社の小蒸氣船に依りて茲に上陸するなり、明治三十三年北清事變後久しく露國の管理に屬せしも、其後清國に還附せられたり、一小市街をなし戸數五六百人口二千餘あり兎に角水陸の連絡地點なるを以て春夏秋の三季に於ては交通大に頻繁なるも、冬季結氷して船舶の交通杜絶するに至れば商勢頓に銷沈して、商業の重なる支那旅館業の如き一旦閉店して他に轉じ、開氷を待て歸來するものあり従て大なる商賈なし。されど將來北清事業の發展に伴ひ貨客の來往頻繁となるに隨ひ塘沽も大に將來の見込なしとせず、去れば天津在留の外國商の如き早くも分店を設けて遠大の施

設を廻らし、宏壯なる建物を營むもの多し、美孚洋行太沽洋行の如き其主要なるものなり。

#### 一 重要官衙

塘沽海關 天津海關の出張所にして、日本税關の監視的事務を取扱ふ所なり、即ち碇泊汽船の見廻はり、乗客手廻はりの検査時としては船舶に臨んで積卸貨物の検査をなす、但し船舶出入港に關する一切の事務を取扱はず、此等の手續は凡て天津海關にて執行するなり。

東太沽鈔關出張所 東太沽に在り是亦天津鈔關の出張所にして、清國內地稅の徵稅所たり、目下邦人高柳松一郎氏其出張所長たり。

工部關 西太沽にあり、清國へ輸入する材木に對し課稅する所なり。

協慎衙門 塘沽にあり、林穎氏之れが長たり、太沽一帶海防に關する事務を取扱ふ、北洋勸業鐵工分廠 東太沽白河々岸にあり、船舶の修理及兵器の製造等に從事す、北洋憲兵學堂 東太沽にあり、袁宮保麾下の憲兵養生所にして、近來の創設に係り我憲兵少佐海津政徳氏外二人の日本教習に依りて教導せらる。

第十五章 太沽及塘沽案内  
二 各國駐屯兵

明治三十五年北清事變平和議定書に基き、塘沽にも各國兵營を築き兵員を配置せり、目下駐屯せるものは日本歩兵一箇中隊(内六十名欠)あり、其他佛國歩兵一箇中隊、騎兵一箇小隊、獨國一箇小隊あり、尙伊國も若干の海兵を駐む、其他我國にては陸軍運輸部太沽出張所ありて、内地と軍需品の輸送其他の連絡に充つ。

三 在留邦人の概況

居留日本人は僅々五十八名にして、其主要なるものは、日本郵船會社出張所、大清通運公司支店、同旅館部、和清洋行、日本ホテル、外寫真館二あるのみ、他は官憲又は清國傭聘の諸氏あり。

日本郵船會社塘沽出張所 明治三十六年の新設に係り、白河々岸に廣大なる棧橋を設け、塘沽より上陸する船客に對して、太沽沖碇泊の同社船と連絡を通し、其他會社船に依りて芝罘、營口、本邦各地へ輸送する手廻等は皆同所にて取扱ひをなす。

大清通運公司支店 塘沽へ上陸する貨客に對して、凡ての便宜を圖り、其手廻の運

送又は塘沽より郵船會社に搭乗せんとする人に對して、切符の購入手廻の積入れ等一切の周旋をなす、詳細は別に記述せり。

旅館和清洋行 和清洋行は大清通運会社が専ら塘沽上陸者及塘沽よりの乗船者に對し、休憩宿泊其他一切の便利を圖らんが爲めに、附屬經營せる處にして、沽塘にありては、旅館中の完備せるものと云ふべく、鐵道乗船切符其他手廻等に關しては、一切旅客の心勞を要せず、好都合なるべし、宿泊料は上等參弗五十仙なり。

日本ホテル ラムネ製造業を兼ね、宿泊料は前同斷なり。  
其他寫真店二及び西太沽に邦人の營める料理店三あれども、特記するの事項なし。

四 日本官憲附私團體

守備隊及運輸部以外に、塘沽には左の日本官憲あり。

郵便局 天津郵便局の出張所にして、日本陸軍の用地内にあり、三十五年の開設に係り、電報は和文電報に限り、内地同様の料金を以て、軍用線に依り、北京、天津に通じ居れり。



憲兵派出所 天津憲兵隊の派出所にして軍人并に居留民の取締をなす。

其他私團體としては在留官民を以て組織せる塘沽軍人俱樂部あり唯一の娛樂機關たり日本人衛生會は亦塘沽に於ける唯一の衛生設備にして守備隊陸軍軍醫の贊助を得て一般の疾病衛生に備へ傍ら清人の施療投藥をなす。

太沽沖碇泊の汽船に病人ありて診察を要するときは本人を上陸せしめば通運公司其勞を採るべし。

五 外國人事業概観

外國人の事業としては大抵本店を天津に置き塘沽には多く其出張店を設く獨立して營業する者は二三雜貨店及飯食を除けば旅館又は航運會社の如きものなり。

停車場ホテル 塘沽停車場構内にあり在天津「コロニーホテル」の支店にして旅客休憩所として設けあり外國旅館としては該地にありて先づ完備せるものなるを以て外人多くは此所に宿泊す宿泊料六元五十仙なり。

東沽ホテル 東太沽白河々口にあり家屋其他の設備最も整頓せるも停車場を距

る遠き偏僻の地なるを以て旅人に取りては稍々不便なるを免れず主として外國人の宴會に使用せらる。

招商局出張所 是れ清國政府の經營に係る航運會社にして天津に本店を有し塘沽出張所には倉庫棧橋等の設けありて貨物の積載所有船舶に對し石炭の供給をなす。

太沽洋行 英國人の經營せる貨物輸出入并に航運會社にして本店を天津に置き塘沽は其出張所なり船渠倉庫を有し汽船の監督修繕貨物の積載及石炭の供給等をなし居れり。

怡和洋行及禮和波行 前者は英人後者は獨逸人の經營せる航運會社にして共に本店は天津にあり。

礦務局出張所 英清兩國人共同事業にして天津に本店を置き唐山の炭鑛より採掘せる石炭を太沽來航の船舶に供給す業務盛大に規模亦大なり。

美孚洋行 獨逸人の經營せる石油業にして塘沽の下流左岸に高大なる「メンク」を設置し本國より輸入せる石油を販賣す近時大に販路を擴張せり。

太古來多會社 太沽又は天津に上陸する荷客を沖泊の汽船より運搬する唯一の機關にして、小蒸氣及荷船數多を有し盛んに營業に従事し居れり、詳細は白河の部に在り

六 塘沽より本邦及清國主要地に至る電報料

和文電報に依りて通信し能ふ北京天津以外の地に在りては、清國電報局に於て取扱ふ電報料は羅馬字綴十五字を以て一音信となし其料金左の如し、

本邦各地へ	一語	九十二仙
天津へ	一語	十 仙
北京へ	一語	三十仙
保定へ	一語	二十仙
山海關へ	一語	二十仙
秦皇島へ	一語	二十仙
營口へ	一語	二十六仙
芝罘へ	一語	二十六仙

七 塘沽通過旅客心得

本邦よりの渡來者及塘沽よりの乗船者の爲めに、塘沽揚陸點の概略を記せん、白河は既に他に記述する如く河口に於て幅員三哩に渉る所謂「バ」稱する淺瀬あり、此淺瀬に於ける潮時満干は大略十呎より二呎なるを以て、如何なる小蒸氣船と雖も凡て滿潮時を利用するに非ざれば航過する能はず、故に一晝夜二回の水陸連絡を取り能ふのみ、さなきだに鐵道は山海關方面へ二回北京天津方面へ四回、然も晝間のみに限られあるを以て、潮時の如何に依り上陸直に汽車に搭乗し能ふや否や豫定し難し、故に旅客は埠頭に到着後直ちに大清通運公司に其手廻等を預け、尙氣車發車時に間ある時は、其旅館部に到り休憩し、萬事を托せらるゝ方好都合なるべし、是れ停車場には内地の如き待合室の設置なきを以てなり、

八 塘沽發着氣車時間表

上	り	下	り
---	---	---	---

第十五章 太沽及塘沽案内

午前	五、一五	天津北京行	午前	七、五〇	山海關行
同	九、三五	天津揚村行	正午	一、二、三一	同
午後	二、二〇	天津北京行	同	四、二三	唐山急行
同	四、一〇	天津行	同	唐山行	

九 哩程及貨錢表

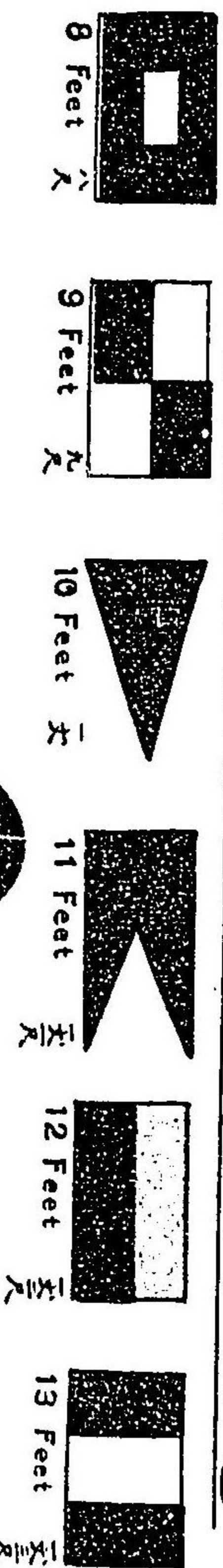
驛名	哩數	一 等	二 等	三 等
天津	二七	一、六〇	一、〇〇	、五五
北京	一一四	六、九〇	四、三〇	二、三〇
唐山		八、〇〇	五、〇五	二、七〇
湯河		八、四〇	五、三五	二、八〇
秦皇島	湯河經由	八、八〇	五、五〇	二、九〇
山海關	一四六、七三	二一、四五	一三、九〇	七、一五
營口	三五七、六〇			

備考湯河より秦皇島に至る線路は、北清鐵道の管轄以外なるを以て、通切符を買らず湯河秦皇島間銀拾錢。

# TAKU BAR

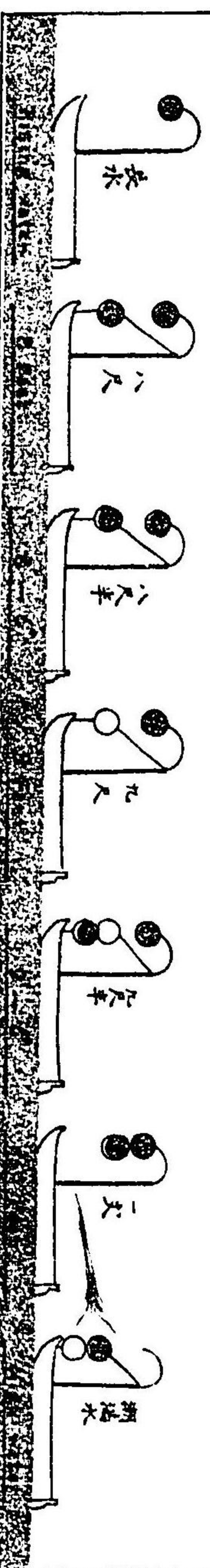
號旗水看天白

## DAY SIGNALS



Ball indicates disc inches

## NIGHT SIGNALS



**SIN CUSTOMS.**

**BOUR NOTIFICATION.**

**No. 2. of 1906.**

**TAKU BAR SIGNALS.**

by given that on the 1st September the  
e depth of water on the TAKU BAR will  
own in the appended diagram—black balls  
rd-arms during the day and bright lights

or light, will be shown at the mast-head  
ng; and a ball or light at the end of the  
ect.

T. MOOREHEAD,  
*Harbour Master.*

LL.  
*Customs.*

st 1906.

**TAKU BAR.**

**CODE FOR SIGNALLING DEPTH OF WATER**

水深 DEPTH OF WATER IN FEET 英尺ニテ	SOUTH YARD ARM. 南ヤ-フア-ム	NORTH YARD-ARM 北ヤ-フア-ム
8		●
9	●	●
10	● ●	●
11	● ●	●
12		● ●
13	●	● ●
14	● ●	● ●
15	● ●	● ●
16		● ●

今回太沽沖ニ於ケル水ノ深淺ヲ示ス方法ヲ次ノ如キ圖式ニヨリ九月一日ヨリ實行ス  
黒球ハ日中ヤードアームニ吊ルシ夜中ハ是レニ更ナルニ點燈ヲ以テス  
滿潮ノ際ハ檣頭ニ附加球或ハ附加點燈ヲ掲グ且ツ帆桁ノ端ニ一ツノ球若シクハ點燈ヲ  
吊リ以テ作中英尺ノ深淺ヲ示ス

## TIENTSIN CUSTOMS.

### HARBOUR NOTIFICATION.

**No. 2. of 1906.**

### TAKU BAR SIGNALS.

NOTICE is hereby given that on the 1st September the system of signalling the depth of water on the TAKU BAR will be changed to that shown in the appended diagram—black balls being shown at the yard-arms during the day and bright lights at night.

An additional ball, or light, will be shown at the mast-head while the tide is rising; and a ball or light at the end of the gaff will indicate half-feet.

T. MOOREHEAD,  
*Harbour Master.*

*Approved:*

H. F. MERRILL,  
*Commissioner of Customs.*

CUSTOM HOUSE,  
TIENTSIN, 23rd August 1906.

## TAKU BAR.

### CODE FOR SIGNALLING DEPTH OF WATER

水深 DEPTH OF WATER IN FEET 英尺ニテ	SOUTH YARD ARM. 南ヤ-ドア-ム	NORTH YARD-ARM 北ヤ-ドア-ム
8		●
9	●	●
10	● ●	●
11	● ●	●
12		● ●
13	●	● ●
14	● ●	● ●
15	● ● ●	● ●
16		● ● ●

今同太清沖ニ於ケル水深ヲ示ス方法ヲ次ノ如キ圖式ニヨリ九月一日ヨリ實行ス  
 黒球ハ日中ヤードアームニ吊ルン夜中ハ是レニ更フルニ點燈ヲ以テス  
 滿潮ノ際ハ檣頭ニ附加球或ハ附加點燈ヲ掲グ且ツ帆船ノ端ニ一ツノ球若シクハ點燈ヲ  
 吊リ以テ半英尺ノ深度ヲ示ス

十 塘沽經由歸朝旅客心得

塘沽を経て歸朝せんとする人は、汽船出帆期日及潮時の具合を最寄大清通運公司又は郵船會社に確め下塘せらるべし。塘沽通運公司是、乗船切符の事より手荷物及端本船に到達する迄、誠實に周旋の勞を取るを以て婦女子と雖も毫も憂慮するの要なかるべし。尙手荷物等多數なる時は出帆期日二三日前塘沽通運公司に送附せらるべし。該店は出帆日迄無料にて大切に保管し置くべし。日本行定期船は、日本郵船會社船の芝罘、門司、經由神戸行、芝罘、長崎、門司、經由神戸行等にして、毎週一回なり、詳細は他にあり。

### 第十六章 秦皇島案内

#### 第一節 位置及沿革

秦皇島は永平府撫寧縣に屬し、關内鐵道湯河驛を距る約二哩半、山海關を距る凡そ六哩の所に位し、西南は渤海灣に面し、東北は半島海中に突出し高さ五六十尺全丘岩石より成る西方約七哩なる北戴河の金山嘴と稱する突出地と相對し、其間稍や弓形に渤海の水を拉して一小灣を形成す、長さ大凡そ六哩あり、海水蒼碧白砂遠く連なり、白鷗汀に群遊し風情頗る愛すべく、海水浴場たるに適す、秦始皇帝が夏季海水浴の地なりしを以て此名ありしと云ふ。

當港は明治三十一年四月清國政府の發意により、同三十四年十二月十五日天津稅關規則及假特別規則に依り其開港を實行せり、由來北清の地たる冬季寒威凜烈にして天津營口の如きは毎年十二月下旬に到れば、河道悉く結氷し、翌年三月上旬に至るまで水の厚さ一呎三四吋を下らず貿易杜絶し郵便物すら満足に接續せしむる能はざる不便あるが故に、一不凍港を求めざるべからざる必要あるより當港を

開くに至れり。

#### 第二節 現況

秦皇島の陸に接續する所に一小河ありて港内に注ぐ、之より西南三里餘を隔て湯河の海に入る、湯河とは此小河との中間を市街に充て、秦皇島は公園地となし、其周圍は旅館住宅を建築するの計畫にして、市街は長方形をなし、海岸には凸字形十三個の波止場を築き船渠を設け、起重器を備へ貨物の積卸船の繫留に遺憾なからしめんとす、又東南十五六町に達する突堤を築き、湯河口より出す約一里の防波堤と相對し、其内方を安全錨地とす、當港も嚴寒二三日間は結氷を見ることあるも、天津營口に比せば其不便なる同日の談にあらず、湯河口より突き出すべき突堤と相對する防波堤は長さ三哩の豫定にして、其水深干潮の時十七呎なるも全部竣工の上は二十呎以上となり、大船巨舶の舷を接し百貨を吞吐するに不便なからしめんとす、目下諸般の經營銳意其の完成を急ぎつゝあるなり。

#### 第三節 秦皇島地勢及將來

炭量無盡藏なりと稱せらるゝ開平及唐山の鑛區は當港を距ること遠からず、此等

の石炭は永久秦皇島より輸出せらるべく、遂に開平礦務局が五百萬圓の豫定額を千五百萬圓に増加し、當港に棧橋鐵道等の設備をなしたるは、當港の將來に囑望する處多ければなり。

尙此外錦州より東北十二三哩なる小澆河の邊及康寧の石炭鐵礦等は品質佳良を以て名あり、是れ亦本島の輸出品たるべし。

明治三十八年度に於ける冬期三箇月間十二月十日頃より翌年二月下旬に至る天津營口結氷期秦皇島に於ける貨物の輸出入高は、輸入に於て五百萬兩輸出に於て二百萬兩を下らず。

#### 第四節 既成の設備

礦務局の經營に係る既成の設備は大小二個の棧橋あり、大は幅約六十呎長さ千六百二十呎なれども未完成の部分二百四十呎あるを以て全長千八百六十呎となす豫定なり、小は幅約三十呎長さ三百五十呎あり、大棧橋内部に於ける水深は十呎乃至十九呎外面に於て十四呎乃至二十一呎なり、小棧橋外面にありては十二呎乃至十六呎にして兩棧橋間の水深は十五呎乃至十七呎なる、潮汐干満の差は三十八年

度平均二尺三寸五分にして礦務局にて計れる處に依れば最大五呎とせり、其他光遠距離約十哩に達する轉回燈台あり、當港には外國人の經營に成るレストハウスホテルと名くるホテルあり、宿泊料一泊六弗位にして一食代は壹弗五十仙なり。

#### 第五節 開平礦務局波止場規則

一 船舶は波止場に横付けせらるべし、貨物は一定の使用料を支拂ひ積卸しせらるべし。

棧橋側第一碇泊地	十六呎
全 第三碇泊地	十六呎
防波堤側第三碇泊地	十四呎
全 第四碇泊地	十六呎
全 第五碇泊地	十七呎
全 第六碇泊地	十八呎
二 波止場使用料	

第十六章 秦皇島案内



第十六章 榮島案内

- A 普通貨物を積卸する船舶
    - 船身二百七十五呎以下 百 兩
    - 船身二百七十五呎以上 百二拾兩
  - B 石炭を積卸する船舶
    - 船身三百呎以下 八十兩
    - 船身三百呎以上 百 兩
  - C 船客を積卸する爲め碇泊する船舶
    - 船身二百七十五呎以下 百 兩
    - 船身二百七十五呎以上 百二十兩
  - D 船客乗降中碇泊の船舶
    - 小蒸汽船一隻船客三十五人を積卸する毎に 二十五兩
- 但し本船に依り前納せらるべし  
 三日以上波止場に滞泊する船舶は、第一日目に四十兩、其より以上は毎日五

- 三 船舶「エセント」料
  - 十兩を増課せらるべし。
- 四 汽船一隻
  - 二十五兩
- 四 荷物積卸料
  - 汽車及本船間荷物積卸料(普通三カーにニ付兩)重量品又は嵩の大なる物は此限りにあらず。
- 五 起重機使用料(積卸料を除く)
  - 一噸乃至二噸 五 兩
  - 二噸乃至三噸 八 兩
  - 三噸乃至四噸 十 兩
  - 四噸乃至五噸 十二兩
  - 五噸乃至六噸 三 兩
  - 六噸乃至七噸 四 兩
  - 七噸乃至八噸 五 兩

第十六章 榮島案内

第十六章 秦皇島案内

八噸乃至九噸  
九噸乃至十二噸  
十二噸乃至十五噸

六拾兩  
八拾兩  
百兩

六

但關係者種別の保證をなすにあらざれば、夜間重量品の取扱ひをなさず、天津通しの貨物及天津より秦皇島經由の貨物

イ船積證書に右の趣記載せる普通物は、貨車積取扱一噸三兩の賃率を以て流車にて天津迄運搬せらるべし。

ロ但此賃錢中には積卸料を除く外、礦務局の私線に於ける流車賃其他の諸費を含む、一貨車に満たざる貨物、貨幣、鴉片、棺輿、自轉車、馬車、行李、軍需品及支那鐵道官吏に依り、危險物と認められたる凡ての貨物は、特別稅率に依りて運搬せらるべし。

ハ開平礦務局は貨幣及び在中物及商品に對し一切の資に任ぜず、

ニ運送せらるゝ凡ての貨物に對しては鐵道其の資に任ぜず、

ホ礦務局は火災、暴風雨、洪水氣候の變化其他不可測の變に起因する遺失損害に

對しては其の資に任ぜず、

ヘ貨車は天津到着後直ちに航運業者に因て荷卸すべし、滯船料は航運業者の負擔たるべし、

ト礦務局は天津河東「ヤード」の一部分を航運業者の使用に供す、且つ積卸業者のため分岐線を設く、

チ航運業者は天津に於て貨物積卸引渡等に關する諸般の所置をなすべし、

リ礦務局は貨物に關しては一切其の資に任ぜず、河東「ヤード」に出入する貨物に對しては貨車積扱一噸に付十「カンドロ」の賃錢を仕拂ふべし、

七 秦皇島渡しの貨物

イ積卸料は天津渡しに同じ

ロ棧橋使用料一個に付四十仙

ハ棧橋及倉庫間「レール」使用料貨車積扱一噸に付三十仙

ニ貨車より倉庫及び倉庫より貨車迄積卸料荷物一個に付二「カンドロ」但し重量品及數多なる荷物に對しては此限りにあらず、

八 保管料

ホ若し礦務局以外の倉庫より他の場所に貨物を轉せんとする時は積卸扱一噸に付き二十仙の増賃を課せらるへし。

イ礦務局は秦皇島に於て貨物を保管せんとする者に對しては、一年一畝場所に依り百弗より百五十弗の價格を以て地所を貸與すべし、尙倉庫を建設せんとする者に對しては、他所の賣渡及貸與をすべし、此場合に於ける貸與は場所により一畝五十弗より百弗の間たるべし。

ロ棧橋使用料を支拂ひたる貨物に對しては、十日間無料にて礦務局の倉庫に保管せらるべし、其以後は一定の保管料を課せらるゝものとす。

ハ礦務局倉庫より流車にて再運送せらるゝ貨物は、該倉庫に貨車より持ち運ばれたるときは、同一の使用料を集收せらるべし、礦務局又は他の倉庫又は貨物置場より湯河の接分點まで鐵道により再運送せらるゝ貨物は、貨車積扱一噸に付五十仙の鐵道使用料を課す。

ニ秦皇島より天津まで運搬せらるゝ普通貨物は、貨車積扱十噸に付銀三十兩を

課す。

備考本規則に於て貨車積扱と稱するは十噸貨車受容量を云ふ、

秦皇島より天津迄十噸に對する貨物運搬流車賃見積

銀三十兩

普通雜貨十噸に對する流車賃(開平率)

銀壹兩

天津礦務局サイド料(十七)

銀(在兩八拾仙) 乃至參兩

船内人夫及び貨車積込賃費申受ること

銀參兩

(貨車上乗人費用夜番料積卸) 監視料及? 公用手数料

銀壹兩

天津積卸し人夫賃

合計銀(乃至參拾八兩八拾仙)

尙内地航運業者にて通運公司も協議の上、日本より天津迄の「スル」ビ「エル」(海陸通し船荷證券)を發行せらるなば、通運公司是秦皇島より天津迄の陸上に於ける責任を航運業者に對し負ふべし。

### 第十七章 山海關案内

#### 第一節 位置及沿革

山海關は直隸省と盛京省との境界にあり、北京を距る約二百六十一哩、天津を距る約百七十四哩、營口を距る二百十里の地點にあり、之より以東を關外と稱し、以西を關内と稱す。關内外鐵道の接續點として旅客は必ず此所に一泊せざるべからざるなり。自然の風景極めて愛すべく、山あり水あり彼の浩渺たる渤海の濱には一里にして遼するを得べし、北京天津の塵埃に墮び營口新民屯の濁水に酔ひたる人は、一度此地に入りて心神自ら爽快なるを覺ゆるならん。氣候風土亦健康に適す、戸數一萬餘人口四萬を超ゆ、商業は差して殷賑ならざるも、歴史上有名なる都邑なり、往昔秦の始皇帝親しく此地に幸して山海の要害天然の城塞を成せるを視、即ち長城の起點を構へ、以て匈奴夷狄に備ふ名けて天下第一關と稱す、城の東門に掛れる扁額は實に帝の揮毫によれるものなりと傳ふれども、二千年の風雨に晒されたるものとは信じ難し、或は明朝に蕭顯なる者あり、帝の意を後世に傳へんと欲して筆を揮

へるものなりともいふ。

山海關の地は元來宿驛に過ぎず、一の物産として輸出せらるゝものなく、後方又此地點を潤すべき都會なし、故に商業として單に相互の需用を充すのみに止まり、將來注目すべき地となすに足らず、唯鐵道旅客のために營める客棧支那宿屋は頗る繁盛にして、其數三十餘、南門外の大半は此等客棧の占むる所なり。

#### 第二節 重要なる官衙

重なる官衙は總て城内にあり、左に之を列擧す。

道臺

東街即ち東門内に在り、錦州の分派にして専ら關稅を司れり。

都總衙門

西街に在り、八旗兵の駐在せる所なり。

知縣

南街に在り、莊麗なる邸宅を構へ居れり。

#### 第三節 各國駐屯兵

明治三十三年北清の事變起るや、團匪は此地附近に數ヶ所の砲臺を築き據りて以て聯合軍を扼止せんとしたりしも、追撃敗退遂に鎮滅に歸せし以來各國は何れも其占領せる砲臺に駐屯兵を置き、居留民の保護に任じたり、目今獨露守備隊は殆んど撤兵せしも、我駐屯兵は尙歩兵一ヶ中隊を留め在留本邦人をして安んじて業に就かしむ、其の他約二ヶ中隊の英國印度兵一ヶ中隊の佛兵若干の伊獨露兵殘留せり。

#### 第四節 在留日本人の概況

日本人居留民は北清事變後此地に移住し來るもの漸く多きを加へ、現今百四十二名にして其の重なる職業は

軍隊御用達 寫眞業 飲食店 宿屋業 賣藥店等なり

日本官署

日本官衙としては郵便局其他憲兵屯所及私設團體としては、日本居留民會あり。

郵便局

山海關郵便局は天津の出張所にして、南門外に在り、明治三十三年の設立に係る。

#### 憲兵隊

憲兵隊亦天津憲兵隊の分遣隊にして、南門外に在り。

日本居留民會

在留本邦人を以て組織せられ、居留民に關する諸般の事務を整理せり、衛生部を設けて駐屯軍より軍醫を乞ひ、一般の疾病衛生驅微に關するの事務を行ふ。

旅館及料理屋

陸路鐵道に依らるゝ旅客は必ず此地に一泊せざる可からざるは既記の如し、故に旅館の撰擇は最も緊要なるものと謂ふべし、現今本邦人の旅館四外國人三あり、今内外人の重なるものを摘記すれば左の如し。

日本人の營める旅館

大和館 總て日本式にして、山海關に於ける本邦人旅館中最も完備せるものと謂ふべし、紳士紳商多く茲に宿泊す、宿泊料次の如し。

特等 五 弗

參弗五十仙

宿泊料 壹 食

上等	参 弗	宿 泊 料
上等	貳 弗	食
並等	貳 弗 五十 仙	宿 泊 料
並等	壹 弗	食

登本旅館 雜貨業を兼ね宿泊料貳圓  
石見旅館 近來日本坐敷を新築改造して顧客優に登本を壓するに至れり宿泊料貳圓

外人の營める旅館

レイムウエーホテル 鐵道の保護を受けて専ら外人の宿泊に供せらる宏壯なる建築にして停車場の南方にあり其宿泊料は七弗一食壹弗五十仙均一なりとす。其他ライエンタルホテル及インタナショナルホテルの二あれども何れも名のみ立派なるホテルにして其實ピヤホールたるに過ず支那人の客棧は停車場附近家として其れならざるはなく着車するや各棧名を記せる小旗を打振り客を引かんと競ふもの幾百なるを知らず宿料は甚だ廉にして普通四十五仙一食拾五仙と

す。

料理屋には萬國亭肥前屋初音等あれども多くは賤業と兼業せるものなり。

第五節 山海關附近の名所

山海の勝地加ふるに始皇帝駐蹕の地たりしを以て名所舊跡亦乏しからずとす。萬里長城 人工として空前又は絶後の大事業と謂ひつ可けんか支那今日の状態を視たる人は遠く二千年の昔に在りて斯かる大工事の成就せられたらんとは實に夢想だも及ばざる所ならん而かも精巧緻密現代の科學の眞髓を盡せるものあるに至りては唯奇怪の念に打たるのみ惜らくは多年の風雨に曝され處々崩壊して美觀を殺ぐも亦昔日の雄大を偲ぶに餘ありと云ふべし海岸砲臺より起りて山海關の東方を南より北に走り城壁に連りて首山に登る山頂に達する頃より東に折れ連山の頂を蛇轉曲折遙かに西北蒙古に達す。

角山寺 長城に沿ふて首山に昇れば將に山頂に達せんとする所左方に一圍の殿堂を見るべし是れ即ち角山寺にして海拔一千尺の上に在り釋尊の像を安置す四顧廣潤遠くは渤海灣の水天に接する際遙かに秦皇島の眞帆片帆近くは則ち山海

關の勝景眼底に落ち來るなり。  
 二郎廟 山海關の西北一里一小丘の上に在り、二郎真君を祀る所其の年代を詳かにせず、丘の北麓は西河の上流に沿ひ白砂清水蒼山碧溪を繞りて、遙かに棟軒の田野を過ぎ、願れば重巖高峰天を蔽ひ日を遮る真に一幅の畫を懸けたらんが如し。  
 懸陽洞 山海關を東北に距る三里奇巖怪石を以て有名なり、懸崖絶壁をなせる所岩窟に堂宇を建て、佛像を安置し、幽洞保林萬籟寂として、悽愴の念を生せしむ、洞門より入れば直上數十尺の墜道をなして、人は辛ふじて登り得べく、頂上に至りて屹立せる巖峰に立ち伏して脚下を眺めば、慄然膚粟を生ずるの感あり。  
 五泉寺 山間の一孤寺、叢林鬱蒼其の風景前數者に及ばざる、遊しと雖も、一日の清遊に適せりと言ふべし、山海關の西北四里にして達するを得。  
 海岸 本邦の海岸に比すれば到底名所と稱するに足らざるも、亦以て北清知名の勝景と云ふべし、長城の海に没する邊り、第一砲臺となり、燈臺と相對峙して西に娘々廟及び日清戰役に名を知られたる葉將軍の舊宅あり、白砂青松遠く盡くる所を知らず。

第六節 山海關より本邦及清國重要地に至る

電報料

電報料は羅馬字綴り十五字以下を以て一語とし、左の料金を拂ふものとす。  
 但し數字を一語中に入る、時は數時のみを一語と計算せらる。

一本邦各地	一語	銀壹弗十貳仙
一關内外驛	同	銀貳十仙
一新民屯	同	銀貳十六仙
一上管芝 海島梁	同	銀參十貳仙

第七節 山海關より歸朝者の道順

山海關より歸朝せらるる旅客の道順に二あり、其の一は關内鐵道に依り塘沽或は天津に出、日本郵船會社又は大坂商船會社の定期船に乗り、芝罘を過ぎ長崎、門司神戸へ直航せらるるか、或は韓國仁川釜山を経門司に到るものと、他の一は關外鐵道に依り營口を過ぎ、東清鐵道に乗じて大連に出、直航或は韓國諸港經山船によるものとす、前者は極めて簡易且つ費用も少なく、殊に婦人小兒同伴或は手荷物多

第十七章 山海關案内  
 數の場合には後者の煩雜なるに比し、此の路程を最も安全適當なりとす、唯結水中  
 秦皇島より乗船せざる可からざるの憾あるも、而かも尙ほ後者遼河の渡過大石橋  
 の乗換等に比し遙かに勝れりとなす。  
 今山海關を起點として、關内及關外鐵路に於ける各重要驛に至る哩程表及乗客賃  
 銀表并に汽車發着時間表を、左に掲げて貨客の便に供せん。

第八節 山海關發着汽車時間表

北 京 方 面			營 口 方 面		
上	前	後	上	前	後
四、五〇	八、一五	八、一八	四、四五	七、二〇	〇、三〇
天津	急行	唐山	營口	急行	錦州
止	行	止	行	行	止

山海關着時間表

溝帮子發着時間表  
 溝帮子發 午後三、〇〇  
 新民屯着 午後六、五七  
 新民屯行客は溝帮子驛に  
 て乗替へ

第九節 山海關より關内外鐵路各重要驛に至る乗客賃銀及哩程表

驛名	哩數	乗客賃銀		
		上	中	下
湯河	一一、一五	〇、八〇	〇、五〇	〇、二五
秦皇島	一四、二〇	一、一〇	〇、七〇	〇、三五
地河	二一、六二	一、三〇	〇、八五	〇、四五
昌黎	三八、九〇	二、三五	一、四五	〇、八〇
灤州	六〇、九四	三、六五	二、三〇	一、二〇

湯河經由

第十七章 山海關案内



第十七章 山海關茶内

線 外 關	錦
新 營 瀋 錦	北 豐 天 塘 唐
民 邦	京 臺 津 沽 山
屯 口 子 州	
二二二、三一	二六〇、七九
一一二、九〇	一四六、七三
一五三、七一	一七三、七三
二一〇、三六	二四八、六一
二二二、二二	九三、六三
	五、六五
一三、四五	八、八〇
一二、六五	一〇、四五
九、二五	一四、九五
六、八〇	一五、六五
	三、五五
八、四〇	五、五〇
七、九〇	六、五五
五、八〇	九、三五
四、二五	九、八〇
	一、九〇
三、一〇	二、九五
二、二五	三、五〇
三、一〇	五、〇〇
四、二〇	五、二〇
四、六〇	

豆 豆 類 豆 油 及 綿 糸 諸 預 付 金 貸 付 金 各  
 綿 布 諸 機 械 等 重 要 輸 地 爲 替 取 租 先 東 京 橫  
 出 入 品 の 委 托 賣 買 業 漢 大 阪 神 戶 長 崎 天 津 橫  
 漢 正 金 銀 行 本 支 店

隆 記 洋 行 正 隆 銀 行

本行は日清兩國人の合資組織にして當地軍政界の認可を得て七月二日より  
 左記の通に開業辦事誠實敢活を旨とし手数料の如きは最も低廉に精々各位  
 の御便宜を計り銀行業務と委託賣買業と兩者相俟つて聊か滿洲貿易の發達  
 に資する爲めに御座候間何卒陸續御用命被仰付度偏に幸甚上候  
 清國總口牛莊西北街第百三十號 支店 漢 大 阪 神 戶 長 崎 天 津 橫

第十七章 山海關案內

線 外 關	錦	唐 山	塘 沽	天 津	豐 臺	北 京
新 營 滯 錦	錦 州					
民 屯 口 子						
二二二、一三	一一二、九〇	九三、六三	一四六、七三	一七三、七三	二四八、六一	二六〇、七九
一三、四五	六、八〇	五、六五	八、八〇	一〇、四五	一四、九五	一五、六五
八、四〇	四、二五	三、五五	五、五〇	六、五五	九、三五	九、八〇
四、六〇	二、二五	一、九〇	二、九五	三、五〇	五、〇〇	五、二〇

營口の五

豆、豆粕、豆油、及び綿糸  
 綿布諸機械等重要輸  
 出入口品の委託賣買業  
 諸預り金貸付金各  
 地爲替取組先東京横  
 濱大阪神戸長崎天津横  
 濱正金銀行本支店

滿洲營口  
**隆記洋行 正隆銀行**

本行は日清兩國人の合資組織にして當地軍政署の認可を得て七月二日より  
 左記の處に開業諸事誠實敏活を旨とし手数料の如きは最も低廉に精々各位  
 の御便宜を計り銀行業務と委託賣買業と兩者相俟つて聊か滿洲貿易の發達  
 に資する覺悟に御座候間何卒陸續御用命被仰付度偏に奉冀上候  
 清國營口牛莊西北街第二百三十號 支配人 深水 十八

日本官製煙草滿州一輸入

敷 大 朝 大 敷  
 和 日 朝 大 敷  
 島 和 日 朝 大 敷  
 朝 大 敷 和 日 朝 大 敷  
 日 朝 大 敷 和 日 朝 大 敷  
 朝 大 敷 和 日 朝 大 敷  
 日 朝 大 敷 和 日 朝 大 敷  
 朝 大 敷 和 日 朝 大 敷  
 日 朝 大 敷 和 日 朝 大 敷

專賣處 奉天鐘樓北  
 代理店 鐵嶺鐘樓北  
 旅順金州  
 蓋平海城  
 新民府昌圖  
 鳳凰城

營口西口街  
 日本官製煙草專賣處

電話 壹〇壹番

營口西口街

營口西口街

官許  
 業賣販藥火及砲銃  
 卸賣

西營口大廟街第五號  
 辰正商會  
 主任 伊瀨知辰 參



北清貿易

# 西洋雜貨商


關東公司雜貨部  
 (電話五號)  
 奉天四平街

分店  
 (電話十三號)  
 全 小西邊門外

分店  
 大阪江戸堀南通一丁目

出張店

營口神廟街  
 高等麥酒  
 スペシャル  
 ライト  
 滿洲一手  
 販賣



われもよく人をよかれ  
 もろともにも  
 さかへゆくこそ國の御榮

仲買問屋 大清通商公司代理店  
 銃砲火器販賣  
 船舶代理  
 通關代理  
 輸送

## 大清通商公司

營口(元興利街)電話一三四四  
 新民街 輪船 棧房



清國營口  
陸海軍御用達  
大和館

清國山海關

陸海軍御用達  
諸寶藥及卸小賣  
酒粕雜貨  
大和館

清國秦王島

大和館

營口案内

## 第十八章 營口案内

### 第一節 地誌概要

營口は別名牛莊と稱する所にして、牛莊城なる地は營口を距る北の方約八里にあり、恰も彼の通稱芝罘と稱するは其實煙臺の地にして、其實芝罘は煙臺に近き一小漁浦の名なるが如し。

營口即ち牛莊は東經一百二十二度十四分北緯四十四度四十分にして、遼河の下流左岸にあり、陸路は南滿乃ち東清及關内外の兩鐵道相通じ水路は遼河の咽喉を扼して渤海遼東灣に臨み交通至便なり、且つ數千噸の大汽船を優に河岸に繋ぐことを得るを以て、南清及日本各港と交通の汽船常に絶へず、商業の殷盛なること實に南滿州第一と爲す、唯惜むらくは本港冬期三個月河水氷結して水運全く杜絶するの欠點あり。

### 第二節 氣候

夏は酷熱にして冬は至寒なり、春秋溫暖の季短きこと北清地方に畧同し、唯異なる

第十八章 營口案内



陸海軍専用  
清國營口  
大和館

陸海軍専用  
清國山海關  
大和館

清國秦王島  
大和館

營口案内

### 第十八章 營口案内

#### 第一節 地誌概要

營口は別名牛莊と稱する所にして、牛莊城なる地は營口を距る北の方約八里にあり、恰も彼の通稱芝罘と稱するは其實煙臺の地にして、其實芝罘は煙臺に近き一小漁浦の名なるが如し。

營口即ち牛莊は東經一百二十二度十四分北緯四十度四十分にして、遼河の下流左岸にあり、陸路は南滿乃ち東清及關内外の兩鐵道相通じ水路は遼河の咽喉を扼して渤海遼東灣に臨み交通至便なり、且つ數千噸の大汽船を優に河岸に繋ぐことを得るを以て、南清及日本各港と交通の汽船常に絶へず、商業の殷盛なること實に南滿州第一と爲す、唯惜むらくは本港冬期三個月河水氷結して水運全く杜絶するの欠點あり。

#### 第二節 氣候

夏は酷熱にして冬は沍寒なり、春秋溫暖の季短きこと北清地方に畧同し、唯異なる

第十八章 營口案内



解氷の初期には氷塊浮流し危険なるを以て汽船の入港するは解氷後一週間の後とす、又清人は例年小雪の季節を以て遼河航行の打止めと定め舟を陸に引揚ぐ。

### 第三節 風土及健康

營口地方は飲料水不良にして、寒暑の差甚だしきも空氣乾燥せるを以て、直接風土に起因する特發の病疫として見るべきもの寡し、黒死病は明治三十二年、三十六年、三十八年の三回に流行し、就中三十六年度は尤も劇烈を極めたり、該病は秋季に起り、冬季に入りて熄むを常とす、季節に伴ひ發生する病氣として夏季より秋季にかけ、輕症の赤痢及び腸窒扶斯あり、冬季は寒冷のために氣管支を害ふもの少なからず、之れ來航者の宜しく注意すべき所となす、且つ明治三十八年以來日本人の來住俄かに増加したると共に、脚氣患者亦多きを見る、(同仁會醫士酒井榮三郎氏談)

### 第四節 沿革 附人口戸數

營口は元一小寒村なりしも、一千八百六十年通商港と定まりし以來、南清及び山東省より來住するもの多きを加へ、歐米人も亦來て土地を買收し商舖を開くあり、本邦人の此の地に來りたるは日清戰役後なりしも、北清事變以前迄は殆んど見るべ

きものなし。

日露戰爭以前にありては、日本領事館の外に

- 正金銀行 三井洋行 服部洋行 高濱洋行 東肥洋行 兼松洋行
- 松茂洋行 金福洋行 酒井醫院 東雲旅館

等外數軒に過ぎざりしも、皇軍一たび此地を占領してより、本邦人の來住する者雲霞の集るが如くにして、今や在留民は實に七千人を越ゆるに至れり。

此地本來山海關道臺の管轄する所にして、道臺應此の地に置かれしも、明治三十三年八月露將アレキシーフ此の地に來り、清國地方官を驅逐し當時の領事オストロヅワニコフをして民政を司らしめ、海關の收入は舉げて露清銀行に保管し、鈔關の收税は地方費に充てしめる等、全然露國の占領地たる觀を呈し居りしが、日露開戦端を開らき、明治三十八年七月二十六日我軍之れを占領し、陸軍中佐與倉喜平氏軍政官に任せられし以來、前代の非政は一朝にして艾除せられ、爾來司法警察教育土木衛生等文明的民政肅然として緒に就き、寬嚴其宜を得、日清の士商共に謳歌せざるなし、又清國總稅務衙門は特に黒澤禮吉氏を此の地稅關の副稅務司に命ぜり。



第十八章 營口案内

人口戸數

最近の調査によれば左の如し。

國別	戸數	男	女	計
日本人	一、二一六	四、九二一	一、八五一	六、七七二
歐米人	八〇	一一〇	六〇	一八〇
支那人	七、三五〇	三四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四四、四〇〇
計	八、五四六	三九、〇四一	一一、九一一	五一、三五二

第五節 官衙及官營事業

軍政署は元神廟街にあり、此地の行政司法を掌れり、日本領事館は外國居留地にあり、衛生機關として醫務所營口病院衛生局避病院等あり、皆軍政署に隸屬す、醫務所は軍人軍屬の療病及船舶檢疫を主とし、衛生局は惡疫豫防營口病院は驅徽を主とす、電信局は野戰隊通信所に屬するもの、即ち日本電信局と清國に屬する中國電報局

あり、日本内地、臺灣、朝鮮、及び滿洲地方は日本電報に依るを便とし、清國各地及び外國に發する電報は中國電報局によるを便とす。

電話局は元露國の所有なりしも、此の地の占領と共に軍政署に所屬せり、目下擴張して二百機以上に及べり。

郵便局は日清兩國共に之を設置せり。

學校 軍政署の所管として瀛華實學院、營口商業學校及び小學校あり。

瀛華實學院は明治三十七年九月の創立にして清國人に普通教育を授く、商業學校は同三十八年九月の創立にして概ね清國人に簡易なる商業科を教授す。

營口小學校は我居留子弟のために日本小學校令に基き、三十九年四月より開校せり。

税關 海關 (Maritime Customs) は居留地公園の西隣にあり、輸出入貨物の關稅を徵集し、出入船舶を管理すること他の海關と異なる事なし。

鈔關 (Native Customs) は營口市街の西端にあり、海關の東部にあるに對して之を西海關と稱す、遼河及び清國沿岸各地と來往する支那民船及其船貨を監理する地方稅

關なり。

蓋金局(Lithin Customs)奉天將軍に屬する蓋金局にして、關内外鐵道停車場(遼河右岸)内及遼河を上下する船舶を揚卸する支那人貨物より河捐税の徵收をなす。各國領事館 日本領事館を除き、此の地に駐在する外國領事館は左の如し。

英國兼代理澳太利、匈牙利 H. E. Fullford, C. M. G. Consul.

獨 國 O. Megger, Acting Consul.

米 國 F. Sannons, Consul General.

露 國 A. Belchenko, Consul.

瑞典那威 J. I. F. Bandinel, Vice-Consul.

居留地經營 營口市街より牛家屯、即ち南滿鐵道驛に至る約一里の大街道の兩側を以て新居留地と定め、又遼河々岸に沿ふて五個の碼頭を築造せんとす。目下新築工事着々歩を進めつゝあり、惟ふに今後十年を出でずして、高樓大廈櫛比せる歐米風の新市街を現出するに至らん歟(地圖參照)

第六節 牛莊港

燈明臺船(Light Ship)北緯三十九度四十分東經百二十二度〇分に浮べたる燈明臺船あり、此所を遼河々口と爲す。燈明臺は高さ三十五呎、燈光白色にして、光達拾壹哩あり、三十秒時毎に一閃光を發す。

沙灘(Sand)燈明臺より二哩にして沙灘あり、水深は季節、風向、干満等によりて一定せざるも、季節によりて船舶の入港し得べき最深吃水尺は略左の如し。

自三月	至六月	四ヶ月	十六呎
自七月	至九月	三ヶ月	十八呎
自十月	至十一月	終航迄	十六呎

錨地限界(Limits of the Anchorages)遼河を廻ること凡そ十四哩にして、河岸に家屋の櫛比するを見る、之を營口市街となす。市街の中央部に樓閣の高く聳ゆるあり、俗に老爺閣と稱す。此の閣を基點とし、遼河を正截したる線を以て錨地の西界となす。是より約二哩にして右岸に小流の遼河に朝するあり、此又點より遼河を正截したる線を以て東界となす(詳細圖參照)。

第十八章 營口案内

水流の最も激しきときは一時間八哩潮沙干満の差十呎に及ぶ事あり。  
碼頭 (Wharf) 營口より牛家屯に至る一帶の河岸はS字形に流れたる遼河の灣底部に當れるを以て激湍河岸を削り水底深く到る所大流船を繋留し得べし然れども河岸の所有主が碼頭たるの設備をなしたると否と及び税関に對する資格の有無によりて自由に船を繋留し得べきと税関の許可狀 (Permit) を得べき者との別あり  
水先料は (Pilotage)

入出港	起點	一級尺ニ吃付水	帆	船	れ或船に帆船
入港	外設浮標以南より	四兩	五兩	三兩	
出港	同 以内より	三兩	四兩	二兩	
		四兩	五兩	三兩	

碼頭又は棧橋料

遠來洋行  
旗昌洋行

銀貳拾五兩  
銀貳拾五兩

三井洋行

銀貳拾五兩(但當分ノ内)

右の外は區々一定せず。  
港内に於ける諸貨銀 戰時中は凡ての物價工賃非常に騰貴し今日に至るも尙恢復せず將來の標準として見るの價値なきも現下の概算を示せば左の如し。  
船内人夫賃雜貨噸壹噸 銀拾五仙乃至貳拾仙  
沖積(取)貯貨 同 銀七拾仙乃至壹貳拾仙  
倉入河岸より一町以内同 銀三拾仙乃至六拾仙  
碼頭にて荷揚 銀六拾仙乃至壹壹弗  
船板一日雇切料船頭一人 銀壹弗  
水代 壹噸 銀壹弗貳拾仙

牛莊港規則

一 海關局規程に依る船舶碇泊地區域は次の如し西方は老爺閣より河を横ぎりて北方に引ける線東方は英國居留地の外界より北方に河を横ぎりて引ける線  
二 碇泊せんとする船舶に對しては、港務長は出來得る限り、船長及荷主の請求を

第十八章 營口案内

第十八章 營口案内

採納すべし、船舶にして承認せられざる錨地に碇泊せる時は、入出港及荷役共に港務長より許可する迄税關に依て停止せらるべし。

三 船舶は各三十尋の錨鎖を以て兩舷の錨を下し錨鎖の位置を能く吟味し、且つ若し必要ある場合には船首の斜檣帆(Slugg Jib)及船首の圓材(Hib masts)に索具を装着して碇泊すべし。

四 船舶は港務長の提供せる許可狀(Permit)なくして、狼りに錨を變更すべからず  
五 火藥又は他の可燃性物を搭載せる船舶は制限區域より一哩下流に碇泊し、危険物品の荷役を終る迄日出より日没に至る間、大檣頭に赤燕尾旗即ち五號(或はB字)旗を掲ぐべし。

六 傳染病の發生せる船舶は、制限區域より一哩下流に碇泊し、檢疫旗を日出より日没に至る間大檣頭に掲ぐべし、何人と雖も診斷醫と港務長との評議上許可するに非らざれば該船を去る可からず。

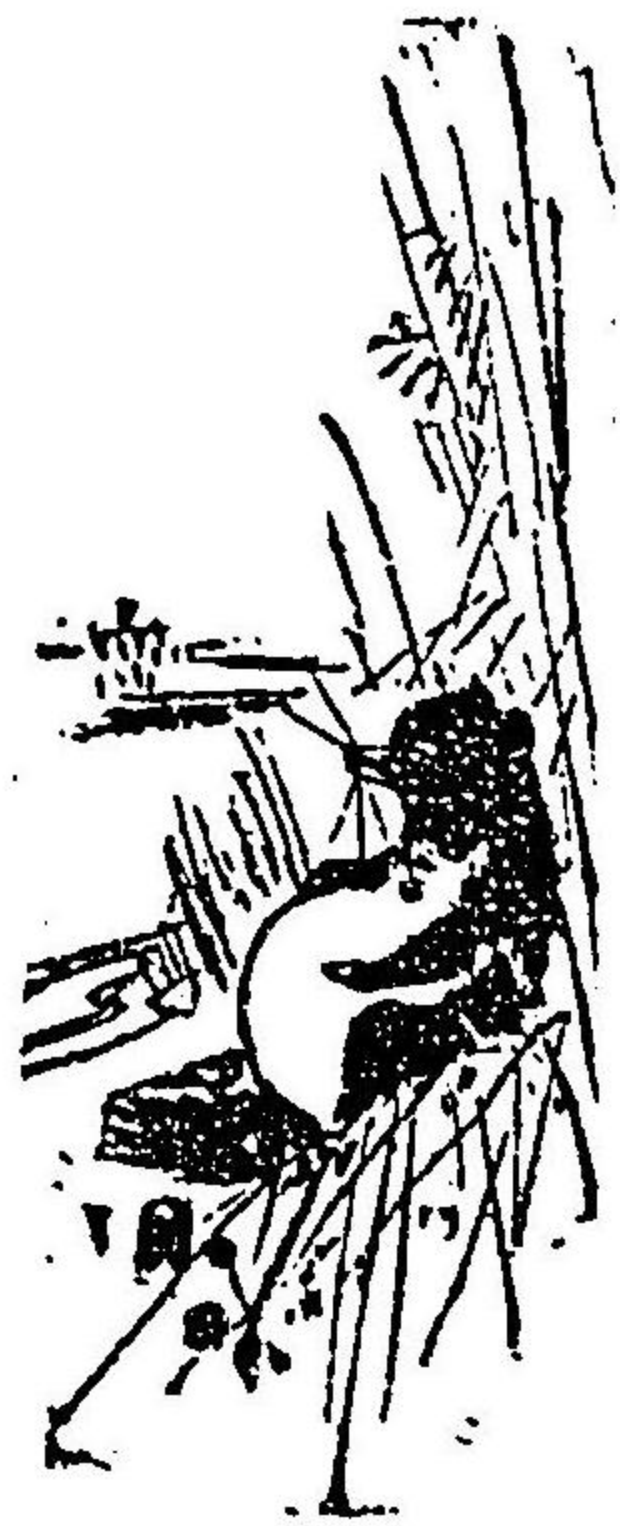
七 脚荷(Rails)は官の制定せる、ボートの中に限り荷卸することを得。

八 船舶は出港する二十四時間以前より(Bill Peter)旗(即ち八號或はP字旗)を前檣

頭に掲ぐべし。

附則

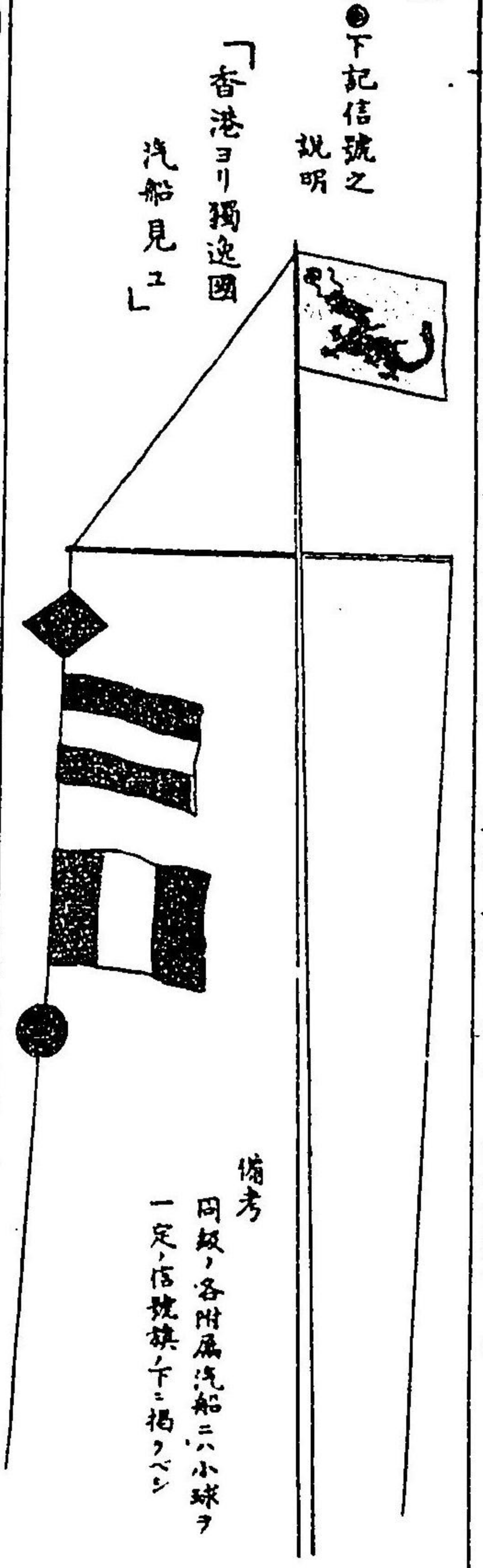
第三第四第五第六第七及第八次の各項に違背せる者は罰金を賦課せらる。其原文左の如し。



# PORT OF NEWCHWANG

Harbour		Signals
	軍艦 汽船 招留旗 水旗 帆船 小艇	Returning to Port

Moji	A	門司	Yingkow	N
Karatsu	B	唐津	Non treat port	O
Nagasaki	C	長崎	Swatow	P
Kobe	D	神戸	Quarantine	Q
Kuchinotsu	E	口之津	Amoy	R
Yokohama	F	横浜	Tientsin	S
Vladivostok	G	浦沙	Hongkong	T
Shanghai	H	上海	Dalny	U
Chemulpo	I	仁川	Port Arthur	V
Cheefoo	J	煙台	Foochow	W
Formosa	K	台灣	Port unenumerated	X
Canton	L	廣東		Y
Chinwangtau	M	泰望島		Z



北 河 之 梁

## NEWCHWANG HARBOUR REGULATIONS.

第十八章 港口案内

- I.—The limits of the Anchorage, as defined in the Customs Regulations, are:—  
*On the West*, a line drawn across the River northwards from the Centre Temple, and  
*On the East*, a similar line from the Outer Limit of the British Settlement.
- II.—In berthing vessels the Harbour Master will, as far as possible, meet the wishes of commanding officers and consignees; and the entrance, working, or clearance of vessels taking berths not assigned to them shall be stopped by the Customs until the Harbour Master's orders are complied with.
- III.—Vessels shall moor with 30 fathoms of cable each way, keep a clear hawse, and (if required) rig in flying jib-booms.\*
- IV.—Vessels must not shift their berths without a Permit issued by the Harbour Master.\*
- V.—Vessels with gunpowder or other combustible cargo on board must anchor 1 mile below the Lower Limit, and fly, from sunrise to sunset, a red swallow-tail flag—No. 5 or Letter B—at the main-royal-masthead, until the dangerous commodity is discharged.\*
- VI.—Vessels having infectious disease on board must anchor 1 mile below the Lower Limit, and fly, from sunrise to sunset the quarantine flag at the main-royal-masthead. No person will be permitted to leave the vessel without Permit from the Harbour Master, in consultation with the Health Officer.\*
- VII.—Ballast can only be discharged into boats licensed for the purpose, whose charges are authorized and fixed.\*
- VIII.—Vessels must fly the Blue Peter—No. 8 or Letter P—at the fore-royal-masthead for 24 hours previous to clearing.\*

\*A breach of these Regulations renders the offender liable to fine.

北 清 之 乘

第十八章 港口案内

年 號	入 港			出 港		
	艘 數	噸 數	噸 數	艘 數	噸 數	噸 數
一、八九六	三九三	三三三、九七三	一八	八、三三四	三九三	三三三、九七三
一、八九七	四一四	三五五、九二一	一九	九、五七一	四一四	三五五、九二一
一、八九八	四六六	四〇三、九七一	一八	九、九二四	四六六	四〇三、九七一
一、八九九	五六〇	四九〇、四六一	三三	一三、七四八	五六〇	四九〇、四六一
一、九〇〇	三七三	三一九、四四四	一五	二、四九五	三七三	三一九、四四四
一、九〇一	五三八	四七〇、二五六	一	〇、五七	五三八	四七〇、二五六
一、九〇二	六四四	五七、三五三	三	〇、九七七	六四四	五七、三五三
一、九〇三	六五三	五八八、九二一	三	一、五二四	六五三	五八八、九二一
一、九〇四	四〇四	三三六、八三三	六	二、三三四	四〇四	三三六、八三三
一、九〇五	六〇〇	四九五、六六三	一七	二、五五五	六〇〇	四九五、六六三
合 計	三九三	三三三、九七三	一八	八、三三四	三九三	三三三、九七三
合 計	四一四	三五五、九二一	一九	九、五七一	四一四	三五五、九二一
合 計	四六六	四〇三、九七一	一八	九、九二四	四六六	四〇三、九七一
合 計	五六〇	四九〇、四六一	三三	一三、七四八	五六〇	四九〇、四六一
合 計	三七三	三一九、四四四	一五	二、四九五	三七三	三一九、四四四
合 計	五三八	四七〇、二五六	一	〇、五七	五三八	四七〇、二五六
合 計	六四四	五七、三五三	三	〇、九七七	六四四	五七、三五三
合 計	六五三	五八八、九二一	三	一、五二四	六五三	五八八、九二一
合 計	四〇四	三三六、八三三	六	二、三三四	四〇四	三三六、八三三
合 計	六〇〇	四九五、六六三	一七	二、五五五	六〇〇	四九五、六六三
合 計	三九三	三三三、九七三	一八	八、三三四	三九三	三三三、九七三
合 計	四一四	三五五、九二一	一九	九、五七一	四一四	三五五、九二一
合 計	四六六	四〇三、九七一	一八	九、九二四	四六六	四〇三、九七一
合 計	五六〇	四九〇、四六一	三三	一三、七四八	五六〇	四九〇、四六一
合 計	三七三	三一九、四四四	一五	二、四九五	三七三	三一九、四四四
合 計	五三八	四七〇、二五六	一	〇、五七	五三八	四七〇、二五六
合 計	六四四	五七、三五三	三	〇、九七七	六四四	五七、三五三
合 計	六五三	五八八、九二一	三	一、五二四	六五三	五八八、九二一
合 計	四〇四	三三六、八三三	六	二、三三四	四〇四	三三六、八三三
合 計	六〇〇	四九五、六六三	一七	二、五五五	六〇〇	四九五、六六三

自千八百九十六年  
至千九百〇五年 牛莊出入港船舶一覽表  
附(萬國貿易規則に依れる船舶)

第十八章 營口案内  
自千八百九十六年  
至千九百〇五年

牛莊出入港船舶一覽表  
(清國內地沿岸貿易規則に依れる船舶)

年 號	入 港		出 港		總 計
	隻 數	噸 數	隻 數	噸 數	
一八九六	六一	一四、〇四〇	六九	一三八	二八、〇八〇
一九〇二	二六六	七六、九三九	二六〇	五二六	一五三、七四二
一九〇三	六九	三三、一七五	六九	一三八	六六、三五〇
一九〇四	一九二	九二、七九〇	一九二	三三八	一八三、五四〇
一九〇五	一九二	九二、七九〇	一九二	三三八	一八三、五四〇

明治三十八年中清國各港より支那船の出入港一覽表

出 港		隻 數
目的港	噸 數	
天 津	716	716
錦 州	299	299
蓋 州	4265	4265
山東諸港	276	276
上 海	83	83
寧 波	18	18
福 州	71	71
合 計	5728	5728

第七節 南滿洲鐵道

入 港		隻 數
出發港	噸 數	
天 津	885	885
錦 州	487	487
蓋 州	3564	3564
山東諸港	518	518
上 海	93	93
寧 波	19	19
福 州	85	85
合 計	5651	5651

露西亞が屢に無慮三億餘萬留の財を投し、一千八百九十七年より一千九百三年迄凡そ七年間の星霜を経て、哈爾濱を中心とし西方、マンジュリヤ驛に至る九百十里東方、グロデコフに至る五百三十露里、南方旅順口に至る九百二十露里、合計二千三百六十餘里の鐵道を敷けり、之れを東清鐵道と稱す、該鐵道開通の翌年(乃ち一千九百四年)端なく日露の開戦となり、我軍の普蘭店占領以來露軍の敗走するに従ふて、廣軌五呎の鐵道は漸々狹軌に改修せられつゝ、我軍の利用する處となり、旅順口昌圖間六百六十七露里は全く我野戰鐵道隊に飯し、ポーツマスの講和條約によりて尙一百五十九里を延長し、寬城子以南は全く我有に飯せり、之に軍用鐵道た

第十八章 營口案内









第十八章 營口案內







増す毎に一錢五厘を加ふ。

第二 手荷物は旅用器具に限り二等旅客一人に付百斤、三等五十斤は無料にて輸送す、半賃金にて輸送する小兒の無手荷物斤量は前項斤量の半とす。

第三 無賃制限外の手荷物料金は第一項小荷物量金に依る。

第四 最低量金は十錢とす。

第五 料金計算上十錢未満の端数は總て十錢に切上ぐ。

貨物輸送料金

並品	百斤一哩に付	銀五厘
一通常扱高價品	一噸一哩に付	銀五錢
一貨切扱	同	七錢
礦屬類	同	二錢五厘

但し並品及礦屬品は大石橋大連間一噸一哩銀二仙とす。

一 生獸類(斤量)を以て運送せざる場合、一哩に付運賃割合牛馬二頭迄銀二十錢以上一頭を増す毎に銀五錢。

駒、狼、羊、猪、騾六頭迄銀二錢以上一頭を増す毎に銀二錢。  
犬一頭五十哩迄銀三十錢以上五十哩若しくは其未滿を増す毎に銀三十錢を加ふ。

一車輛類		
自轉車	一個に付	一哩銀 二錢
人力車	同	五錢
荷馬車	同	二十錢
馬車	同	三十錢
死體	同	三十錢

一 特産物にして多量輸送のものは、特に賃銀の割引有るべし。

第一 料金計算上十錢未満の端数は總て十錢に切上ぐ。

第二 斤に依り計算するものは百斤未滿は百斤に切上ぐ。

第三 貨切扱貨物は一輛未滿は一輛分の料金を徴收す。

第四 最低料金は通常扱は、二十錢貨切扱は三圓とす。

第五、生獸類(犬を除く)車輛類及び死體は、十哩未滿は十哩分を徵收す。

第六、貨切荷物一つの中に料金率の異なるもの混じたる場合には、混載品中最高の率に依り全部を計算徵收す。

第七、十八尺以上の長尺物及三噸以上の重量物は、相當料金率の五割増とす。

第八、本規程に於て高價品とは金銀貨、貴金屬、地金、銀寶、石紙幣、有價證券、絹布類、阿片とす。

第九、本規程に於て礦屬類とは、石炭、煉瓦、石材、土砂、木材とす。

### 第八節 牛莊貿易

#### (一) 概説

南滿州に於て貿易品を吞吐するもの三、曰く安東縣、曰く新民屯、曰く牛莊、即營口是なり。安東縣の所領は鴨綠江の流域及び遼東半島の一半を占むるに止まり、輸出入總額凡そ五百萬兩と稱す。新民屯は營口の水運と汽車便あるに反し、單に馬車輸送を以て奉天以北の滿州を支配せるに止まる。明治三十八年九月より三十九年一月迄凡そ五ヶ月間、新民屯より發車して内地に向ひたる馬車の輛數は無慮八萬台に

して貨物の總量一百二十萬噸に下らすと云ふ。蓋し此の期間は南滿州鐵道が軍用で使用せられ、商品の輸送を許さざりしを以て、内地行き貨物の總ては營口より關内外鐵道によりて、此の地に輸送したるもの大半を越ゆ。其他は天津及び秦皇島より輸入したるものなれども、此の數量を正確に區別し得べき統計を得る能はざるは大に遺憾とする處なり。兎に角、牛莊の分配區域は遼河の全河領及遼く吉林長春、哈爾濱等の黑龍江河領の一部まで、擴及せるは事實にして、牛莊貿易を以て滿州貿易の大部分を占むるものと認むるも不可なきなり。

されど今後大連の開放となり、又は安奉鐵道が廣軌に改修せられ、或は浦鹽港より烏蘇利鐵道による輸送法の簡便となり、以後に於ても、營口は果して今日の貿易區域を維持し得べきや否やは、別に研究すべき問題に屬す。

明治三十六年戰役以前は露國が力を極めて滿州經營に腐心したる時代にして、船舶の出入甚だ多く、貿易殷盛なりしも、三十七年は開戰の不幸に逢着したるを以て、頓に銷沈したり、同年七月を以て營口は我軍の有となりしも、旅順未だ陥落せず、商船の通航危險にして、又營口も未だ充分安全の位置にあらざるを以て、終に船舶の

出入甚だ寥然たりし三十八年一月旅順開城し三月奉天陥落し新民屯亦露兵の影なく營口全く安全の地となりしより前年度に抑へられし清國人の需要及び我軍酒保に宛て込みたる商品を滿載したる汽船は雲霞の如く輻輳し來り實に營口未曾有の盛況を呈せり而して秋末に至り平和の約成り我軍悉く凱旋したるに反し三十八年商品輸入超過となり買れ残り品山積之を三十九年に繰越したるを以て營口の商況は再び銷沈せり。

(二) 牛莊港出入船舶比較表(一) 普通之部

計 合	入		計 合	出	
	噸數	船數		噸數	船數
噸數	噸數	船數	噸數	噸數	船數
四七〇,七三三	五二九	一	四七〇,三三六	五二八	一
五八,三三九	六四六	二	五七,三五三	六四四	二
五九〇,四三三	六五五	三	五八,九二二	六五三	三
三三九,〇五六	四一〇	六	三三六,八三三	四〇四	六
四九八,二七	六二七	一七	四九五,七九	六〇〇	一七

(三) 牛莊港出入船舶比較表(二) 清國航海規則によるもの

計 合	出 港		出 港	
	噸數	船數	噸數	船數
噸數	噸數	噸數	噸數	噸數
二八,〇八〇	一三六	一四,〇八〇	一四,〇〇〇	六九
一五,七三三	五六	一六,八〇三	二六〇	二六六
六六,三三〇	一三	三三,一七五	六九	六九
一八五,五四〇	三六	九二,七七〇	九二,七七〇	一九三

第十八章 營口案内  
(四) 輸出入比率表

年	輸 入		輸 出	
	外國ヨリ	清國通商港ヨリ	外國ニ	清國諸港ニ
明治卅四年	四、三三、七三	一九、三九、七三	七、三三、〇八	一一、四九、二四
卅五年	五、三三、三〇	一九、九九、三〇	八、七三、四一	八、七九、五二
卅六年	五、八五、〇九	二二、一六、六六	一〇、一七、六三	九、八〇、六六
卅七年	四、三三、一四	二五、二〇、〇六	一、五七、一七	一〇、五八、三五
卅八年	九、九八、七〇	四〇、〇六、三〇	六、六五、三五	五、三五、六六
計				

(五) 日本商品税金年表

年	輸入品税	輸出品税	沿岸貿易品税	噸	税	合	計
明治卅六年	七、五七、〇六	二二、七九、四三	七、七、六二	一一、七三、八七	二九、三六、〇三	二九、三六、〇三	
卅七年	八、五〇、三六	六、三四、一四	三、七、四九	四、一六、〇〇	一九、一三、三四	一九、一三、三四	
卅八年	六、三三、三三	二九、六六、四三	四、〇九、八六	五、九七、三〇	一一、八六、二九	一一、八六、二九	

(六) 營口鈔關投輸出入比率表

年	輸 入		輸 出	
	外國品	清國品	清國品	計
卅六年	三、三五、五六	一〇、三〇、三九	三、七六、七三	三、九七、二七
卅七年	四、五〇、八三	六、一五、七〇	四、三三、八六	一〇、九七、四四
卅八年	一〇、五、九七	九、六三、三三	一、七三、三二	一一、五三、七〇

(七) 日本漁船出入比率表(一) 普通之部

港	入		出	
	計	有貨	計	有貨
卅六年	三三四、六五九	一四四	一一一、五二三	三三八
卅七年	三〇〇	一三三、〇一七	四一	一一〇
卅八年	三三五、六五九	一四四	一一一、五二三	三三八



港		出	
計	船	空	貨 有
噸數	隻數	噸數	隻數
二四五、六五九	三〇〇	三三、九三八	二二二、七二一
二二、三三二	三九	一四、二九九	八、〇一三
九〇、一三三	一六五	五二、七六一	三七、四五二

(八) 日本流船出入比上年表(二) 清國商船規則によるもの

港		入	
計	船	空	貨 有
噸數	隻數	噸數	隻數
二八、七三六	七九	八、三九九	二〇、三三七
			五七
一八、四七八	六一	八、三八〇	一〇、〇九八

東税關即ち海關 (Maritime Customs) にて取扱ひたる輸入品拾萬兩以上に上るものは左の如し

第九節 營口輸入出主要品

港		出	
計	船	空	貨 有
噸數	隻數	噸數	隻數
一、三二〇	四		一、三二〇
			四
一八、四七八	六一	一二、八一三	五、六六五

綿布各種・綿織子 印度 綿絲 日本 紙卷煙草 毛布毛氈 金屬類 砂糖・石油 紙 染料 麥粉 日本酒 蠟燭

西税關扱ひに係る輸入品の重なるもの但清國産品

粗製陶器磁器 清國産綿布四百二十八餘金 乾魚及鹹魚 小麥 鐵 紙類

食鹽 木材

次に

大豆 荷車及材料 石炭 鶏卵 麥粉 蠶(實) 米 墨 藤子 藥材 干蝦  
及蝦精 燒酒 蕪及草  
輸出品の重なるもの

東税關扱ひに係るもの

豆類 豆餅 豆油 柞蠶絲 阿片 人參 藥材 干蝦 西瓜子 屑絲  
西税關扱ひに係るもの

豆餅 大豆 粟 米 豆油 蓖麻子油 葉煙草

(一) 最重要輸出品に就て

豆 豆粕 豆油

營口の事情に通ぜる人は必ず豆及豆粕の産地たることを知らざるものなし、豆及  
豆粕は實に營口貿易の生命にして、牛莊に豆及豆粕を絶たば營口の繁榮は正しく  
に落つべし。

其の原産地の主なるものは

通江子 昌圖 關原 鐵嶺 奉天 遼陽 海城 蓋平 新民屯 大民屯 寧  
遼州

等にして、營口は又此等の地方より集り來る豆を以て油を搾り、油粕を製造す、清人  
の所謂油房と稱する工場二十餘箇所にして、新式大規模のものあり、大は蒸氣機關  
を備へ一日三四千斤の油粕を製出し、小は騾驢を驅りて碾磑を廻はし數百斤の豆  
粕を製するあり、蓋し營口に於て豆、豆粕類が唯一の貿易品なるが如く、工業に於て  
も豆油搾りの外見るべきものなし、其の油房の蒸氣機關を用ゆるものは左の四戸  
とす。

太古元 怡興源 東永茂 東盛和

而して營口に於て集散する豆及豆粕の景況を概説せば左の如し、元より年の豊凶  
によりて其額に差あり。

營口へ收集する豆及其他概算 價格銀

豆類 二百萬石(一石は我一石三斗九升) 壹千八百萬圓

第十八章 營口案内  
 豆粕 四百五十萬斤 五百四十萬圓  
 豆油 壹千萬斤 八十萬圓  
 計 銀二千四百二十萬圓

而して二百萬石の大豆の中百十萬石は元形にて輸出せられ、殘九十萬石は即ち油房にて豆餅五百五十萬斤豆油貳千貳百萬斤に製造せられ、前記諸地方より集來するものと共に外國又は内地諸港に向け輸出せらるべし。

大豆豆餅輸出に要する諸費用

一 壹百石に對する分  
 銀拾九兩三錢三分 輸出税  
 銀貳拾三兩五錢三分 諸雜費  
 内譯  
 銅錢十八吊 仲買口錢  
 同 三十吊 問屋口錢  
 同 九十吊 船賃木船運送り  
 船内人夫船主持り

同 五十八吊 入夫賃倉出し等  
 同 四吊 蓆子等

計 二百吊 (八吊五を一兩に換算す)  
 計銀四拾貳兩八錢八分

二 豆粕壹千枚に對する分

銀十八兩二錢二八 輸出税  
 銀二十八兩二錢三五 雜費

内譯

銅錢五吊 仲買口錢  
 同 六十吊 問屋口錢  
 同 百二十吊 解賃  
 同 五十吊 倉出人夫賃  
 同 五吊 小費

計 二百四十吊

第十八章 營口案内

計銀四十六兩四錢六分三

三、豆及豆粕の運賃及保険料左の如し

船貨	神戶	迄	一擔(百斤)	ニ付	銀拾貳仙内外
	四日市	迄	同		銀拾四仙内外
	横濱	迄	同		銀拾六仙内外

但し豆は百石を三百三十五擔に算し豆餅は千枚を四百六十擔に算す保  
險料は一萬兩に付十八兩乃至二十兩とす

(二) 柞蠶糸

柞蠶糸は豆類に次ける重要輸出品にして遼東半島を産地とし、就中蓋平を大市場  
となす、近時本邦人にして養蠶に従事するものありと云ふ、蓋し有利の業たるべし、  
蠶糸の取引は産地の市場にて行はる、季節は春蠶は陰曆六月より上市し、秋蠶は同  
九月より上市す、此季節には近くは、山東省遠きは南清地方より各商來集間屋に寄  
宿して買収に従事す、買入方は問屋に依託するを利とす、口銭は百兩に付き食料荷  
作手間料共に二兩とし、取引は凡て現金とす、蓋平の百兩は營口の百兩二八に當る、  
糸の等級は頂尖絲、頭號、二號の三種に分たれ、價格は元より一定とす、一兩十忽に付

銀一錢八分洋銀貳拾六仙より銀七分洋銀拾仙位とす、

(三) 將來有望の輸出品

現時未だ名を爲さずと雖も、本邦人の今後注意すべき輸出品は、

煙草 猪鬃(豚ノ毛) 牛骨 羊毛  
等ならんか

(四) 綿布綿絲に就て

綿布綿絲は輸入品中の大宗なり、滿州一帶の地民度低きを以て、上等優雅の品未だ  
市場に上るの勢力なし、綿布は經緯の大なるるを喜ぶ故に糸の如きは印度糸の輸  
入最も多し、紀州チル、綿緞子等、實用的のものを好とす、

(五) 礬寸に就て

礬寸は本邦品を以て殆んど市場を獨占せり、黃礬は支那人の喜ぶ所なり、下等の支  
那人は礬寸數本を箱より分ちて常に懷中し必用の際例へば點火喫煙の際手近に  
ある品に摩擦して火を起すを以て、大に便とするの風あり

(六) 綿布其他の相場

綿布相場は大概左の如し(單價一疋兩は營口取引の過銀價)

第十八章 營口案内

- 大鹿印 四兩七乃至五兩
- 嗶狗頭印 四兩六乃至四兩九
- 元馬印 四兩一乃至四兩三
- 益大牛印 四兩一乃至四兩七
- 三兔印 四兩 乃至四兩六
- 馬狗印 四兩 乃至四兩三
- 大狗頭印 四兩 乃至四兩二
- 老人馬印 四兩七乃至四兩八
- 小牛頭印 三兩八乃至四兩二
- 真馬印 四兩五乃至四兩八
- 艷馬印 三兩七乃至四兩二
- 天官童子印 四兩 乃至四兩三
- 真龍打連 四兩 乃至四兩二

綿糸相場は大概左の如し(一捆)

- 金大吉白竹布 六兩 乃至六兩三
- 益團龍標布 五兩六乃至七兩八
- 藍魚印 九十五兩五乃至百兩
- 立馬印 九十四兩五乃至九十九兩
- 三馬印 九十四兩
- 鐵毛印 九十三兩乃至九十五兩
- 九龍印 七十四兩乃至七十七兩
- 紅劉海印 七十七兩五乃至八十三兩
- 老船橋印 七十七兩乃至八十三兩
- 三條龍印 七十五兩乃至八十二兩五
- 彩美人印 七十二兩五乃至七十八兩
- 四童人印 七十二兩乃至七十六兩
- 紅人竹印 七十二兩五乃至二十七兩

第十八章

營口案内

子四牛印	七十二兩乃至七十五兩
人擔茶印	七十三兩乃至七十八兩
綿花相場	
九龍印	十九兩乃至二十三兩
東京印	十七兩乃至十八兩
西京印	十七兩乃至十八兩
南京印	十七兩乃至十八兩
瑞雪印	十七兩乃至十八兩
豆及豆餅其他相場	十七兩乃至十八兩
大豆(黃豆)	一石 軍票八圓八十仙乃至八圓
豆油	百斤 同 七圓八十仙乃至九圓
豆餅	拾枚 同 十二圓乃至十三圓五十仙
麥粉	一包 同 一圓九十五仙乃至二圓二十仙
石澆(米國)	一箱 同 二圓七十仙乃至二圓八十仙

第十八章 營口案内

### 第十節 明治三十八年度ジャンク貿易概況

(營口鈔關報告)

#### 第一、貿易額

本年度當港ジャンク貿易の總額は一千一百二十五萬九千八百七十七兩(海關兩以下之に倣ふ)にして、之を明治三十六年度即ち開戦前に比すれば二百六十三萬六千二百廿九兩、即ち一割九分の減額を示すと雖も、前年度に比すれば五十八萬六千九百九十五兩、即ち五分八厘の増額を示せり。此現象は輸出貿易の不振に基くものにして、輸入貿易に至ては日本軍の北進と共に、南滿洲一帶の地秩序恢復し土民其堵に安ずるに至り、且つ前年不振の跡を受けたることとて、當年に至り俄然膨脹を來せり。若し輸出貿易に於て今少しく活潑なりしならんには、本年度は僅に平年以上に達したるなるべし。

#### 第二、歳入

本年度歳入の總計は四十四萬四千七百四十八兩にして、輸出貿易の甚しく不振なりしにも拘はらず、前年度に比し六萬七千八百八十四兩、即ち約一割八分の増

第十八章 營口案内

加を示せり、之れ輸入貿易の著しく増進したるに基くものなり。

第三、外國港より輸入の外國品  
戦争と何等の關係なし、ジャンクの貿易區域は清國の沿岸のみにして、外國港に往復するもの未だ之れなし。

第四、清國諸港より輸入の外國品

清國諸港より輸入したる外國製品は其總額十萬五千九百十七兩にして、前年に比し三十四萬八千九百五十六兩の減少あるも、開戦前即ち明治三十六年度に比するに實に十萬二千六百六十一兩の増額を示せり、斯の如き大變動は全く戦争の影響にして、今後の趨勢は未だ容易に斷ずる能はざるべし。

第五、清國諸港より清國製品の輸入

本項に屬するものは前年度は甚だしく不振に終りしが、本年度に於て著しき盛況を呈し其額九百四十一萬八千二百九十兩、此額中には前年迄は區別されありし、食鹽三十三萬五千五百四十兩を含むに達し、前年度に比し實に三百三十七萬一千一百十六兩の増額を示せり、而して其の重なるものを擧ぐれば左の如し。

第六、外國へ輸出の清國製品  
無し

第七、清國諸國へ輸出の清國製品

本項に屬する本年度貿易總額は一百七十七萬七千二百三十一兩にして、前年度に比し約五割の減少なり、當港輸出品の大宗たる豆及豆粕は、滿洲内地に産し重

にジャンクに依り遼河を下航し當港に集積するものなるを以て、新民屯より關内鐵道により又は陸路馬車にて輸入の道あれども其量甚だ少なし交戦區域の擴張と共に之等ジャンクの大部分は交戦國に徵用せらるゝに至りし以來は、之が輸送の途甚しき障害を受け貨物を積載して下航するジャンクの例年に比し著しき減少を來せり、本年度後半期に至り其の狀態は漸く恢復したれども、到底平年の狀態に及ばざりき、之れが爲めに輸出貿易の蒙りたる影響は單にジャンク已ならず汽船に於て一層著しかりき。

第八 外國港へ外國製品の再輸出

無し

第九 清國諸港へ外國製品の再輸出

清國諸港へ再輸出せられたる外國製品の總額は、四萬一千六百二十一兩にして前年に比し九萬五千六百六十五兩の減少なれども、前々年度に比すれば尙一倍の増加を示せり。

第十 阿片

當港に輸入せられたる阿片の産地は、主に滿州北部なるを以て、開戦以來之れが輸送上甚しき障害を受く、其の額例年に比し著しく減少せり、本年度中當關に届出でたる總量は十二萬七千〇六十三斤にして、前年に比し約一割二分、前々年に比し三割五分の減額あり。

第十壹 雜報

本年度に於て税率又は徵稅手續に於て改正したるものなし、九月四日より十一月二十三日、即ち結氷期迄田庄蓋金局の委任を受け、上流より下航する貨物に對し蓋金を徵收せり、其率從價の十分の八委任期間徵收せし蓋金合計一萬八千二百九十一兩〇八分六厘にして、十日毎に一括して蓋金局に送附し、本關に於ては何等の手数料又は徵收費をも徵せざりき、本年十月當港に、ペスト患者發生し一時漫延の兆あり、當港の貿易は之れが爲に大打撃を受くるに至らんかと憂慮するものありしが、幸ひにして我當局者の所置其の宜しきを得て、容易に之れを撲滅し、何等の影響をも蒙らざりき。

第十一節 營口金融



銀行は横濱正金銀行支店、正隆銀行及び道勝銀行(所謂露清銀行) Russo-Chinese Bank) の出張所あり、正金銀行は戦役以前よりの開設にして、今や此地金融界の覇王たり、正隆銀行は本年六月の開店にして、日清合資に成り新進の勢あり、道勝銀行は戦争以前分の正金銀行の威勢を持ちしものにして、自下正金の下風に立つを免れざれども共に大に活動する所あらん歟。

(二) 銀爐房

數十年前より此地金融の機關として、銀行的業務を爲すものを銀爐房となす、銀爐房は元其の字の示す如く、寶銀鑄造を業となすものにして、各地より集まれる異量異目の寶銀の改鑄方を引受け、元寶銀一錠即ち一個(每個五十三兩五錢)に付幾分の加色を利せしものと云ふ(加色は銀質粗悪なるものを善良なる元寶に改鑄するに要する割増量の意なり)然るに此地商業の殷盛なると共に、注文漸く頻繁なるに從ふて改鑄に忙はしきが故に、預りたる銀塊に對しては手形を發行し、又は單に帳簿上に於ける口坐の轉記振換を以て急場の取引の間に合せり、之れを過爐銀の起原

となす、然るに硬貨の實取引に比し却て之れが便なるを以て、金融界に自然に過爐銀の流通を促がされ、其の價格を高め終に不完全なる銀行様のものに變性するに至れり、即ち

- (1) 銀の改鑄は煩瑣なるを以て異量異目の貨幣は元寶銀を標準とする市價を立て換算して以て、現金の取引を行ふに至りたる事。
- (2) 銀の改鑄の申込は變じて約束手形となり、加色は割引打歩となり、加色の相場は金融界の變に従ひ、時々刻々暴落するに至りたる事。
- (3) 銀爐坊も亦手形即ち過爐銀を發行して各種貨幣換を買收し、又は之を賣出して利潤を計るに至りたる事。

而して近頃に至りては、取締監督の達せざるに從ひ、爐坊の弊害漸く増長し、爐坊に準備金少なく發行したる手形の拂ひ込み延期となり、或は金融機關の重要部にありて利用し、爲換相場を攪亂して奇利を博せんことを計る等、其の弊害百出枚舉に堪へざるなり、是を以て我軍政開始以來屢々軍政官より過爐銀を決算すべき嚴令を受けしも、未だ容易に決算する能はざるに至れり。

1. 鑪坊の數現在二十三戸あり
2. 鑪坊の資本は普通二萬兩乃至三萬兩なるが如し。
3. 加色の相場は百兩に對し十兩より三十兩以上に騰ることあり。
4. 決算は四期に定められたるも實際行はれず。

右は鑪坊の概況なり、近頃は殊に鑪坊の悲境に入りたるを以て、加色騰貴し市中の賣買は殆んど全く現金取引となり、過爐銀を用ゆるもの少なさに至れり。

(三) 營口通貨

元寶銀 營平一錠は五十三兩五錢とす。

洋 銀 の流通は天津に同じ、但し營口及滿州一帶は小銀貨を本位とす、故に

豫め之れを算するにあらざれば大なる損害を被むることあるべし

黃銅貨 奉天省にて鑄造の黃銅貨一錢は、洋銀十仙の十分一に當る。

銅 錢 は十六文を以て一文とし、六錢五百文を小銀貨一回に代ふ。

軍 票 は戰時中唯一の流通貨なりしも、近頃は回收せられ、市中にあるもの漸く少なさに至れり。

正金銀行 一號拂手形 は日本銀貨の代りに發行せられ、軍票と同價とす。

奉天紙幣 は小銀貨の代りに發行せらる。

第十二節 交通

營口は各地との交通至便なりと雖も、市内の交通頗る不便なりとす。

關内外鐵道停車場は遼河の北岸にあるを以て、開河中は小蒸氣又は、ジャンクにて結氷中は櫓にて往復せざるを得ず、南滿州鐵道停車場は、營口市街より最近距離一里許りなり、陸は輕便鐵道又は馬車にて、水路なれば小蒸氣又は、ジャンクにて往復すべし。

船客の昇降は河の中流にてなすを以て、ジャンクを要す、旅客送迎用の小蒸氣未だ備はらず。

行 先 里 程 營口より重要各地に到る旅行心得

要

山海關

二一〇哩

關内外鐵道にて行くべし、發車は午前八時なるを以て支那船にて河を渡らんには潮流の順逆を察し、遅も朝七時に發

新民屯	天津	大石橋	遼陽	撫順	奉天	鐵嶺	昌圖	公嶺	寬城子
關內外線	南滿線	三〇〇哩	一七五哩	一四〇哩	一〇五哩	一〇〇哩	一〇〇哩	一〇〇哩	一〇〇哩
一三〇哩	一五〇哩	三〇〇哩	一七五哩	一四〇哩	一〇五哩	一〇〇哩	一〇〇哩	一〇〇哩	一〇〇哩

第十八章 營口案内

程すへし午後五時半目的地にす。  
 關内外線にて行かんには營口より五十八哩なる溝帮子驛にて新民屯線に乗換ふべし、午後三時を以て到着す、南滿線よりすれば奉天にて乗換ふべし。  
 海陸兩路あり陸路關内外線にて赴くには山海關にて一泊するを要す海路は塘沽に上陸するを可とす、船賃は船會社に依りて差異あり、日本郵船會社汽船は上等十五兩中等十兩下等三兩とす。  
 大石橋は乗換驛なるを以て之れにて南北に換車すへし、撫順線は蕪家屯にて旅順線は南關嶺にて再び乗換すべし、南滿鐵道は客車の設備未だ充分ならず、車中に食堂なく便所なく嚴寒にストーブさへなし、故に旅客は注意せざるべからざるなり。  
 大石橋以北湯崗には温泉場あり、遼陽首山堡は名高き戰場

蓋平	熊岳城	金州	大連	旅順	安東縣
三五哩	五五哩	一四五哩	一六五哩	一九五哩	不詳

第十八章 營口案内

なり車窓より之を望むべし撫順は名高き石炭坑の所在地なり、汽車の沙河を渡るときは兩岸掩堡の跡を見よ、明治三十七年秋末より嚴寒を越へて翌春迄日露兩軍が身命を擧げて如何に慘憺苦戰相對時したるかを見すべし。  
 奉天は盛京省の首都奉天將軍の駐在せる所にして宮殿あり、陵廟あり皆見るべき價値あり、鐵嶺昌圖は共に各其地方の名邑なり、寬城子は日露兩勢力の境界線なり。  
 大石橋以南蓋平は柞蠶の名所にして、熊岳城には温泉あり瓦房店はクロバトキンが南下逆撃を企て脆くも敗走せし處なり、普蘭店は租借地の境界金州に近き處にして、南山は旅順口を孤立せしめたる一大戰場なり、旅順大連の事は言はずも諸子の己に知る處、大連旅順は汽船にて航するも可なり、奉天より安奉鐵道に乗り換へ行くべし、途中沙河大會戰地及鳳凰城を過ぐべし。

第十八章 營口案内

通江子 昌圖より七哩  
芝罘  
門司 七八〇哩

昌圖又は鐵嶺より馬車にて行くべし、一日にて達す豆の重要産地なり。

航走二十時間にて達す汽船は不定なれども、一週内二三艘は必ず通航せり、船賃は略ぼ天津行きに同じ。

日本に還らんには陸路大連に出て同地より船に乗込むも可なれども面倒多し、營口よりの汽船は日本郵船會社大阪商船會社の外に臨時の汽船又少なからず。

日本郵船會社船賃は

等級	門司	長崎	神戸	仁川
上等	六十圓	五十圓	六十五圓	二十八圓
中等	三十八圓	三十八圓	四十三圓	十八圓
下等	十五圓半	十四圓	十八圓	八圓

### 第十三節 遼河

遼河は源を内蒙古に發し、吉林省を流れ來れる東遼河と合し、滿州平原の中央を貫

流し太子河、渾河の水を合せて遼東灣に注ぐ、舟楫を通ずる事五百裡を越へ、上流に産する豆類、高粱、煙草、麻、麥の類及上流に要する布匹、紙、麥粉、砂糖の類は多くは此水運によりて上下せられ、營口の繁榮は實に遼河あるが爲めなり。

(一) 深淺

季候によりて深淺一定せざるも、遼東兵站監部の調査によるときは左の如し。

(遼河本流)

營口三叉河間	營口附近 三叉河附近	五丈 汽船を通ず
三叉河小河口間		二乃至三尺
小河口大灣間		二乃至三尺
大灣 以上		一乃至二尺
太子河		
小姐廟小河口間		四 尺
小河口小北河間		二乃至三尺
小北河遼陽間		一尺 五寸

第十八章 營口案内

渾河

十八年

口案内

三叉河北大溝間 二乃至三尺  
 北大溝媽々街間 一乃至二尺  
 媽々街長灘間 一尺餘  
 馬灘埃金舖間平時通航を得ず

(二) 航行日數

遼河航行日數は風向風力の如何により一定する能はず、例令ば營口より遼陽迄一週間にして行き得るあり、十日にして尙達する能はざる事あり、通江口迄二十日位を普通とす、或は一ヶ月餘を費すことあるも、大約左の標準とすべし。  
 河船の種類多きも尤も多く用ひられたるものは左の如し。

船名	船分		積載量	吃水
	船	分		
槽船	小七十石より	大百廿石	三	尺
牛船	小五十石より	大八十石	二	尺五寸
撥船	小百五十石より	大二百石	四	尺

(三) 船賃

船賃は春季河水小量の時尤も高貴にして、夏季水量大なる時は尤も安く、秋期之れに次げり、戰役中は船船欠乏のため船賃例外高價なりしも、己に本年に至り四五年前と稍々同じきに至れり、但し平均價として見るべし。

地名	營口より上り雜貨百廿斤	營口へ下り豆一石
遼陽	六拾仙	壹圓四拾仙
奉天	七拾仙	貳圓參拾仙
新民屯	八拾仙	貳圓拾仙
鐵嶺	壹圓貳拾仙	參圓
通江口	壹圓五拾仙	參圓五拾仙

備考

遼陽と營林子碼頭間二十五清里約我四里。  
 奉天と長灘 碼頭間九十清里約我十五里。  
 新民屯と 碼頭間二十五清里約我四里。

第十八章 營口案内

船 式	隻 數	石 數
牛 船	3,332	446,256
槽 船	7,625	2,295,927
撥 船	280	131,364
燕 飛	103	27,234
瓜 拉	16	4,728
登 舳	4	3,351
改 巧	8	5,883
紅 頭	2	1,500
花 靴	54	1,677
船 板	1,773	35,688
合 計	12,197	2,953,608

(四) 明治三十八年中湖航民船數  
 鐵嶺と馬峰溝間 五清里約我一里  
 右清路の運賃は船主持ちなるを例とす、外に途中に於ける益金河捐等の税金は船主負擔となす。

第十八章 營口案内

第十四節 牛莊碼頭棧橋一覽表(地圖参照)

地 圖 符 號	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
所 管 主	大古洋行	同	旗昌洋行	旗昌洋行	開平礦務局	軍政署用棧橋	稅關用棧橋	全和洋行	怡和洋行	遠來洋行
沿 岸 延 長	五拾間	五拾間	三拾間	三拾間	三拾間					百三拾間

第十八章 營口案内

摘

要

清國沿岸通商港より輸入したる貨物のみに限り、此の碼頭に揚陸し貨物の通關を終らざる以前に於て、船の出港を爲し得る特典を有す。  
 以下二箇所共何れも稅關より得たる特典を有せず。

「ランヂ」繫泊に使用

同上

外國より輸入貨物を此に揚陸し貨物通關以前に船の出港を得るの特典を有す  
 大阪商船會社汽船貨物は多くは此に揚

P	O	N	M	L	K
第三碼頭	牛莊碼頭公司	旗唱洋行	隆慶公司	第二碼頭	第一碼頭
二百五十五間	壹百間	八拾間	六拾八間	百五拾間	六拾間

第十八章 營口案内

軍政署所屬以下第二第三第四第五皆同じ、但し從來は日本商品の陸揚に使用するを得るならん。

汽船を撃ぐの設備充分ならず、税關より得たる特典なし。

此の碼頭は主に日本郵船會社貨物の揚卸しの爲めに用ひらる、同社の貨物に限り、揚荷物の通關前に船の出帆を得るの特典あり。

目下工事中に屬す、明治三十九年中に竣工すべし、白人清人合同會社の經營とす。工事中明治三十九年中に竣工す。

T	S	R	Q
牛莊碼頭	第五碼頭	第四碼頭	遠來洋行
停車場棧橋	百五拾間	七拾二間	八拾間

備考

牛家屯停車場沿河の地は到る處汽船を擊留するの設備存じ、延長四百五拾間あり。

一、保税の資格なき箇所に貨物を揚陸せんには、先づ貨物を河の中流にて駁船に卸し、東税關に於て検査を受け通關の後隨意の地に運ぶべきものとす。  
一、但し石炭等の如き單純なる貨品は、本船を河岸に擊ぎて、直に揚陸する事を得べし。

### 第十五節 牛莊港船舶信號圖

信號旗の説明及規程

一、船舶入港を看取せる時は、其の國旗と共に相當の記號を桁端に掲ぐべく、又其下

第十八章 營口案内

第十八章 營口案内  
に「何港より」の信號旗を附すべし。  
二牛莊と直接貿易航路に屬する汽船にありては、國旗の代りに船會社の旗を掲揚すべし。

三郵便物到着したる時は、支那國旗の下に「レンデボ」旗「N」字を掲ぐべく、郵便局に引渡しを要意をなすべし  
土曜日に於て(時間球 Time Ball)を午前十分半に半橋に掲げ、正午前五分國旗の下部に掲ぐ夫に依て號砲發せらるべし。

第十六節 市内案内

公務 軍政署及び日本領事館にて扱ふ  
滿韓及び日本への電報は日本電信局にて扱ふ  
滿韓内 一語(七字) 料銀 十 仙  
日本へ 一語 同 三十仙

至急電報料は三倍  
照校料 四分一増

第十八章 營口案内  
相 場  
兩 換  
市内各所にある錢舖にて爲すを利とす。  
重要商品の相場は、毎日西營口西大廟に於て公議會員にて協定す。

受信報知料 二語分  
追尾料毎回 原信電報料を課す  
再送料毎回 前原電報料を課す  
同文電報料(原信を除く) 銀十仙  
清國內及外國には支那電報局にて扱ふ

- 天津 銀廿六仙
- 北京 銀卅六仙
- 芝罘 銀卅二仙
- 香港 銀五十仙
- 寬城子 銀六十仙
- 哈爾濱 銀六十仙



市 場 取 引 瀛 船 問 屋 新 聞 信 行 通 銀 行 及 貨 物 通 信 旅 病 院 館

第十八章 港口案内

西營口河岸にあるものは品物新鮮にして安價なりとす。小銀貨本位を常とす他の貨幣にて取引する場合は特に明言すべし。

日本郵船會社代理店旗昌洋行(Bandinel)大阪商船會社招商局開平礦務局怡和洋行等の代理店遠來洋行(Bash Brothers)支那沿岸航路扱太西洋行(Butterfield & Swire)日本通航臨時船及自用船扱松茂洋行渤海内海瀛船扱大清通運公司代理店大清通商公司  
滿州日報  
實業通信社  
正金銀行 正隆銀行  
大清通商公司  
酒井醫院森病院松岡近江日本醫院大和館東雲館西洋旅館は「モンテユリヤハウス」

日 本 雜 貨 店 西 洋 雜 貨 日 本 煙 草 日 本 綿 布 日 本 藥 屋 豆 粕 鐵 工 土 木 煉 瓦 物 價 飲 料 水

第十八章 港口案内

加藤洋行 玉井洋行 關東公司 盛運公司 岸田洋行等  
Winkler Manchuria Trading Co.  
佐々本商會 江副商會  
有信洋行 永順洋行  
東瀛大藥房 三木回天堂等  
豆粕豆の買入れをなすは三井洋行、服部洋行、高濱洋行等  
川喜鐵工場  
飯塚工程局宮崎工程局井上公司等并志岐組、平岡組、秋田洋行  
鹽川商會等  
高坂洋行  
家賃雜貨衣類木材宿泊料遊興費等は尤も高貴にして日本に比し二倍乃至三倍を下らず、鵜卵魚類野菜肉類等は却て日本より安價なり。  
市内の井水溜水は總て鹹味ありて用ゆべからず、開河中は田

庄臺邊にて汲み來りたる河水の濁れるものを澄まし買水を  
業とするものより買入る冬は田舎より採り來りたる氷片を  
購ふ石油罐一荷にて安くも七仙高きは十五仙に及び毎朝顔  
を洗ふの水代は日本にて風呂に一浴する價に同じ。  
冬期はストーブなくは寒氣を凌ぎ難し石炭一噸の價十七八  
元にするごとあり。  
家賃被服料交際費等を除き單に食料の費用は一人十二元以  
上十五元(炊事用薪炭料共に)を以て中等の生活とす。

北 清 之 業

1. 軍政署

軍政官歩兵中佐與倉喜平、副官歩兵大尉四本乙熊、同歩兵中尉迎專八、  
憲兵大尉堀越順三郎、特務曹長細井鶴三郎、陸軍一等主計中村種之助、二等主計  
園原五郎、一等軍醫鈴木久之丞、同内田鎮一、三等軍醫倉田康太郎、同古川米治、獸  
醫森岡太次郎、履醫橫山春樹。

第十七節 營口紳士錄

北 清 之 業

2. 日本領事館

司法部 理事秀島雄二郎、  
土木課技師工學士長崎武英、技手増田又七、陸軍通譯岩切明知、手島吉郎、車捐局  
雇員小田原寅吉。

3. 日本郵便局

領事瀨川凌之進、領事官補高橋清一、書記生佐藤今朝造、片山敏彦、杉野鋒太郎、警  
部三宅新太郎。

4. 各國領事館

英國 H. E. Fulford, M. G. Consul, Assistant H. L. Higgs, Constable T. Cook.  
米國 T. Sannous, Consul General  
獨逸 O. Megger, Acting Consul  
露國 A. Belchenko, Consul  
瑞典 J. I. F. Baudinet, Vica Consul  
挪威 J. I. F. Baudinet, Vica Consul

5' 概況圖 Custom Imperial Maritime Commissioner C. C. Clarke.

Deputy Commissioner R. KUROSAWA.

Assistant C. M. Alluv.

C. B. W. Moore.

B. Arata.

T. Yebara.

R. Boner.

Medical Officer O. C. Dr. Burck Daly.

Acting Tideurveyor & Harbor Master F. Benson.

Assistant Tideurveyor N. Segerdal.

Acting Boat Officer T. Geddes.

Examiner A. Millor.

Assistant-Examiner K. E. R. W. Knifelt.

H. G. Burton.



岸  
之  
概  
況

O. H. Hardy.

O. E. N. Samuelson.

Tide Waker W. E. Mckenney.

T. A. Brown.

T. T. Viull.

F. W. T. School.

T. E. D. Tones.

T. Mc. Intyre.

S. Waxan.

Light Ship "Newchwang."

Master E. Nielson.

Mate A. M. Haraldson.

Buoy Tender "Dophne."

Acting Master A. Anderson.



岸  
之  
概  
況

第十八章 港口業務

6 西稅關 Native Custom

關長 黑澤 禮吉

倉田 敬三 金子 四郎 黑澤 易徳

7 中國電報局

District Postal Officer Dulien.

8 水先人 Pilots

A.L.R. Smith.

B. Karlas.

P. F. Losenzen.

G. Fawcett.

W. Slara.

Y. Saito.

D.F.F. Lawrence.

F. H. Naitai.

9 牛莊日本人會評議員

飯塚 松太郎 井上 泰三

加藤 定吉 武石 房吉

中辻 喜三郎 久間 九郎

長谷川 吉二郎

高橋 清一

倉田 敬三

大井 憲太郎

田中 頼之助

山本 瀧四郎

10

營口公議會員

西 義 順	東 永 茂	厚 發 合	東 盛 和	永 同 慶
裕 發 祥	同 興 宏	元 茂 盛	興 順 魁	裕 盛 長
長 隆 泰	義 泰 德	仁 裕 號	天 合 達	沙 布 公 所
大 古 行	太 古 盛	恒 義 利	信 昌 永	鎮 康

松倉 善家	高坂 景顯	小泉 市太郎	佐藤 寬二郎
酒井 榮一	宮崎 宗朝	宮井 陪一	平岡 信吉
鈴木 謙吉			